

第2期
いの町子ども子育て支援事業計画
(案)

令和元年12月現在

目次

第1章 計画策定にあたって	3
1. 計画策定の背景と趣旨	3
2. 計画の法的根拠と位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 策定体制	4
第2章 いの町の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 統計でみるいの町の状況	5
2. 子ども・子育て支援事業の進捗状況【新】	10
3. 意識調査結果の概要	17
4. 現状・課題のまとめと今後の方向性	23
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	24
1. 計画の基本理念	24
2. 計画の基本的な視点	25
3. 基本目標	26
4. 施策体系	28
第4章 子ども・子育て支援事業の展開	29
1. 保育・教育提供区域の設定	29
2. 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等	29
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等	32
4. 子ども・子育て支援事業の推進体制の確保【新】	43
第5章 子ども・子育て支援施策の充実	44
基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり	44
基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり	50
基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり	52
基本目標4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	54
基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり	55
第6章 推進体制	57
1. 計画の推進体制	57
2. 計画の進捗状況の管理・評価	57

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

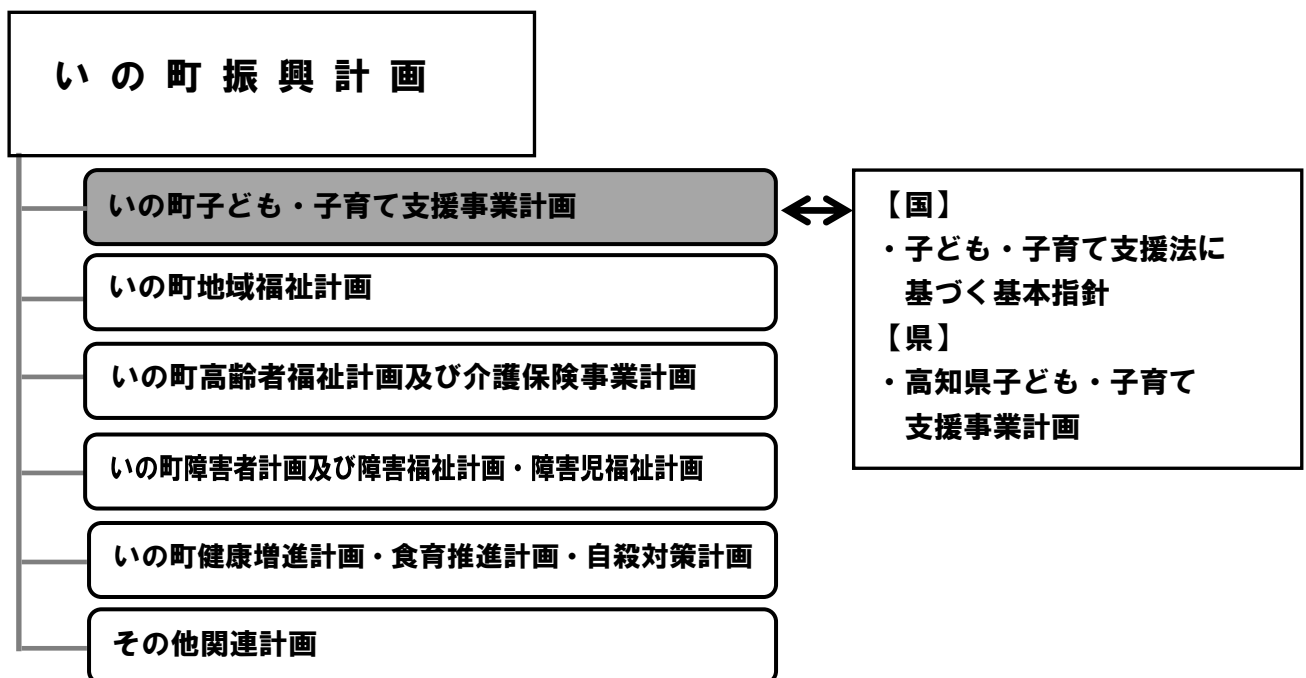
いの町は、平成27年度に「第1期いの町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、町民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、いの町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児保育ニーズの増大等、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、人口減少社会の到来と進行する少子高齢化、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育園の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められていました。いの町においても社会動向や第1期計画の進捗や評価を踏まえ、「第2期いの町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深くかかわりを持つため、次世代育成支援法に基づく「いの町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「いの町振興計画」や、その他関連計画を考慮して策定しています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

4. 策定体制

「いの町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「いの町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項(子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園の施設の定員設定のあり方)の審議をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査、保育・教育の見込み量、提供体制等について審議します。

第2章 いの町の子ども・子育てを取り巻く現状

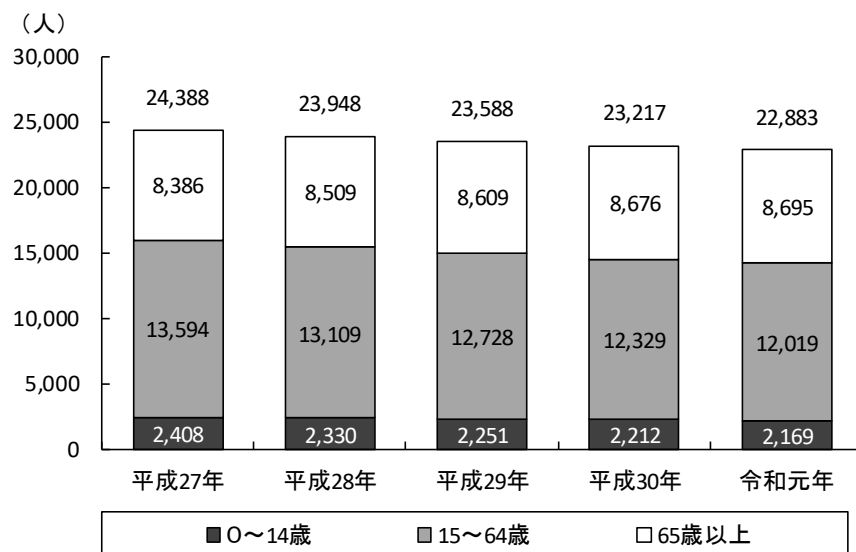
1. 統計でみるいの町の状況

(1) 人口の推移

いの町の人口は、年々減少しており、平成27年で24,388人だった人口は、令和元年では22,883人となっています。

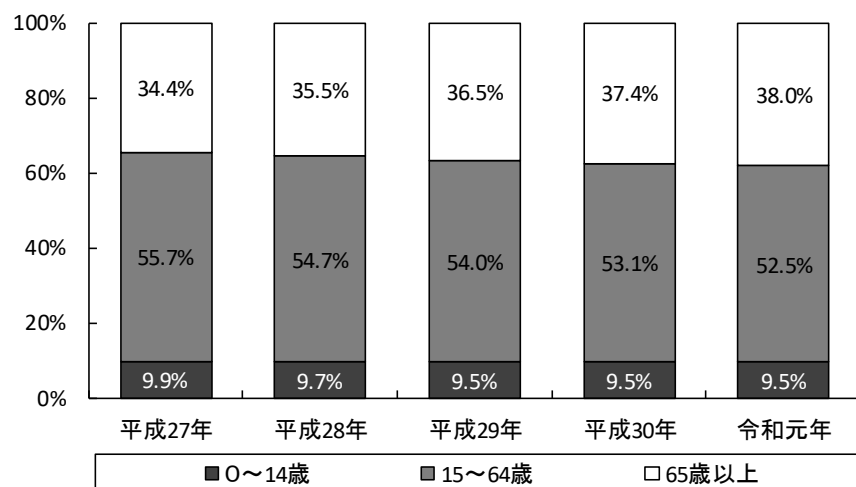
年齢別人口割合の推移では、0～14歳人口、15～64歳人口の割合は減少していますが65歳以上人口の割合は増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【人口の推移】



【資料】住民基本台帳

【年齢別人口割合の推移】



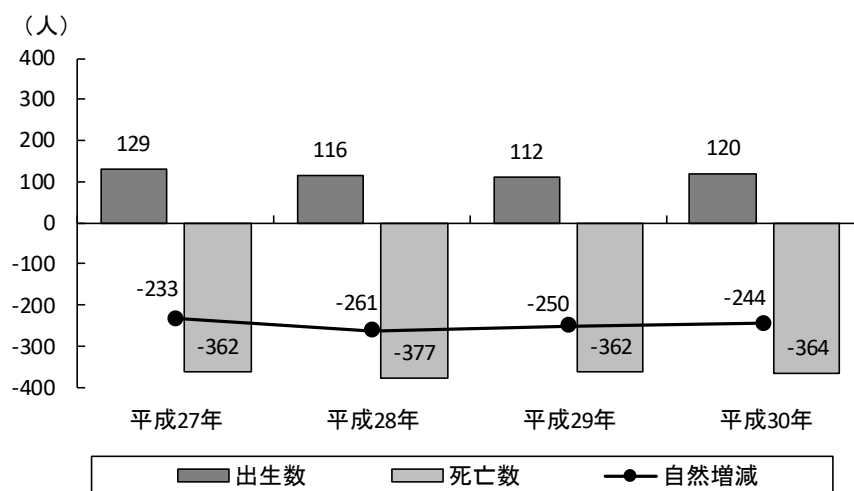
【資料】住民基本台帳

(2) 人口の動態

自然増減数をみると、死亡数が出生数を上回る自然減となっており、今後も人口減少が続くことが予想されます。

また、出生数は増減を繰り返しており、おおむね110人から130人前後で推移しています。

【自然増減数】



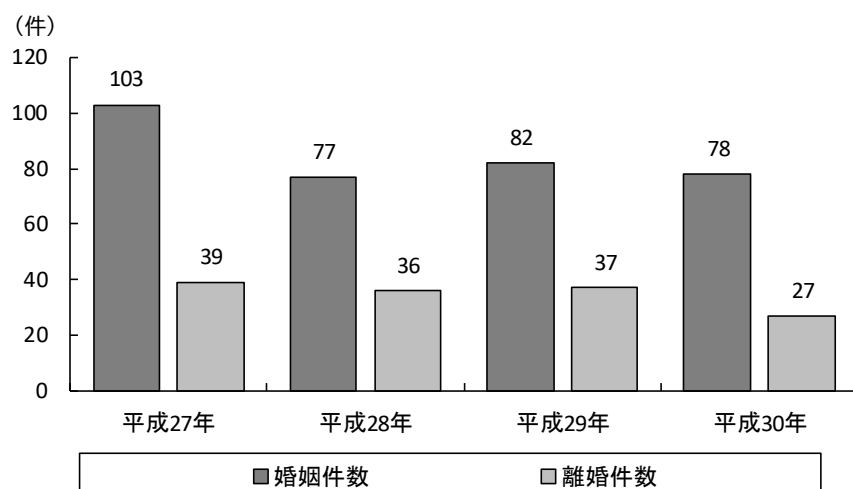
【資料】住民基本台帳

(3) 婚姻・離婚の動向

婚姻件数をみると、平成27年では103件だった婚姻数が、平成30年では78件と減少しています。

離婚件数をみると、平成27年以降30件台で推移していましたが、平成30年で27件と減少しています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

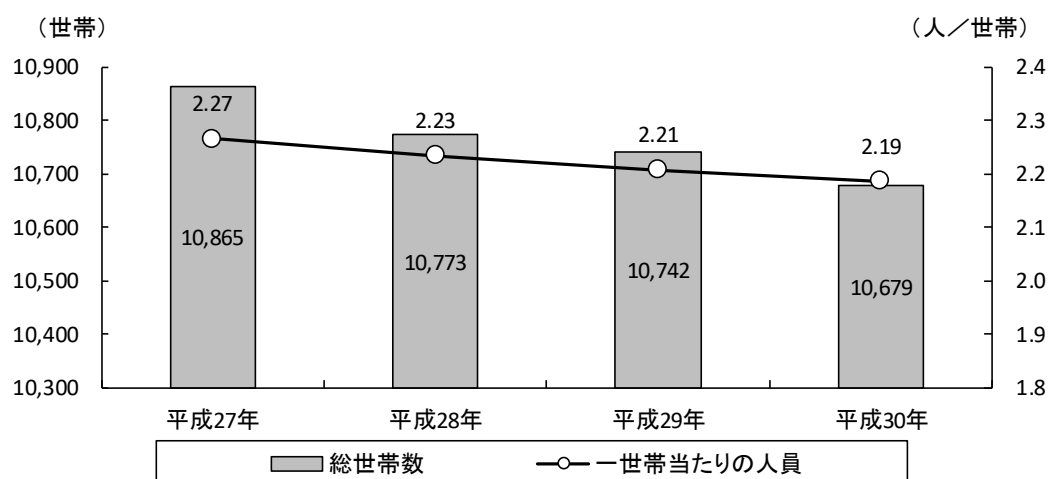


【資料】住民基本台帳

（４）世帯の動向

総世帯数及び一世帯当たりの人員の推移をみると、減少傾向で推移しており、核家族化の進行がうかがえます。

【世帯数の推移】

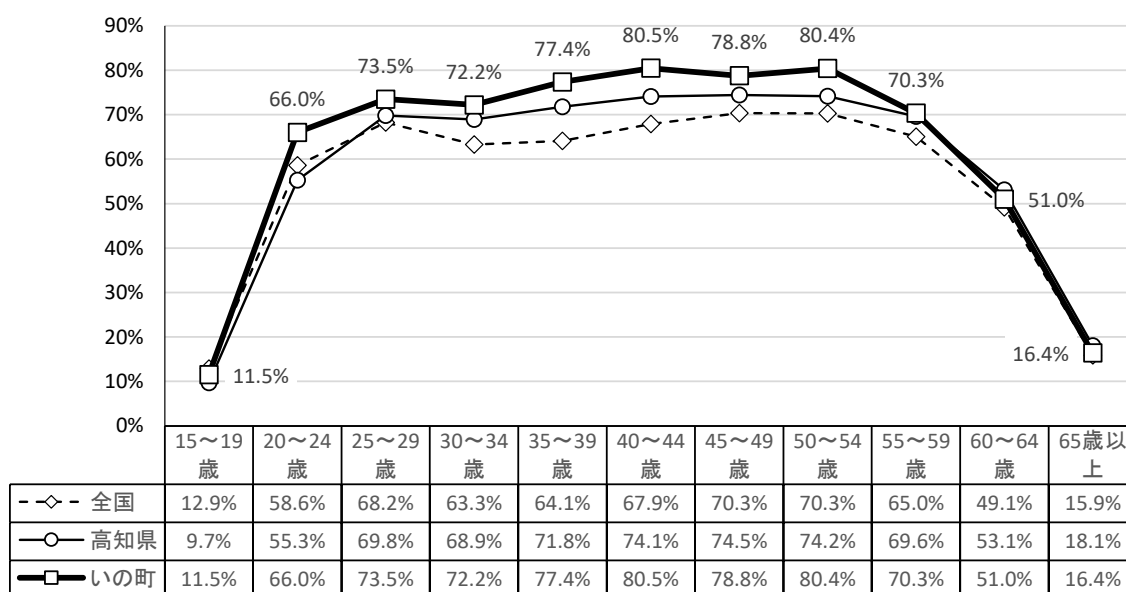


【資料】住民基本台帳

（５）女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、30～34歳で低くなっており、子育てを機に仕事を辞められていることが考えられます。一方で、全国や高知県と比べると、女性の就業率は高くなっており、働きながら子育てをしている女性も多いことがわかります。

【女性の就業率の推移】



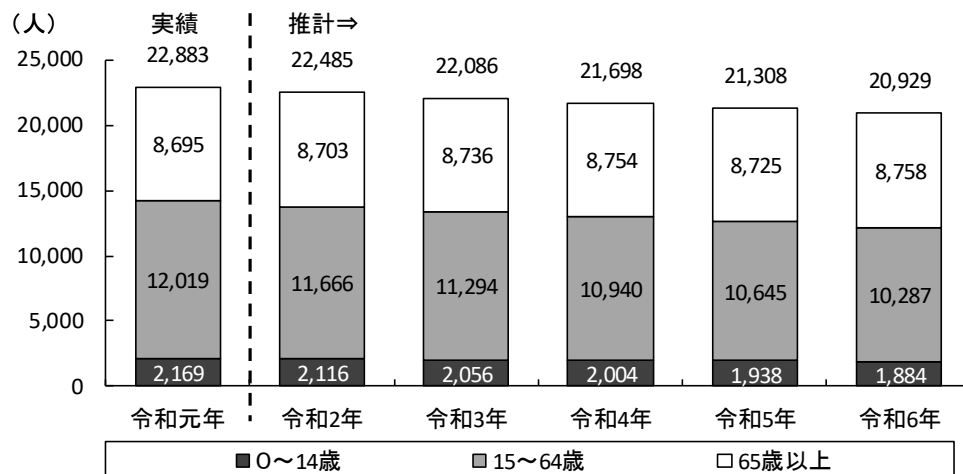
【資料】平成27年国勢調査

(6) 人口の将来予測

総人口の推計をみると、令和6年には20,929人となっており、今後も人口減少が続くことが予測されます。

児童数の推計においても、就学前児童、就学児童ともにおおむね減少傾向で推移することが見込まれます。

【人口推計】



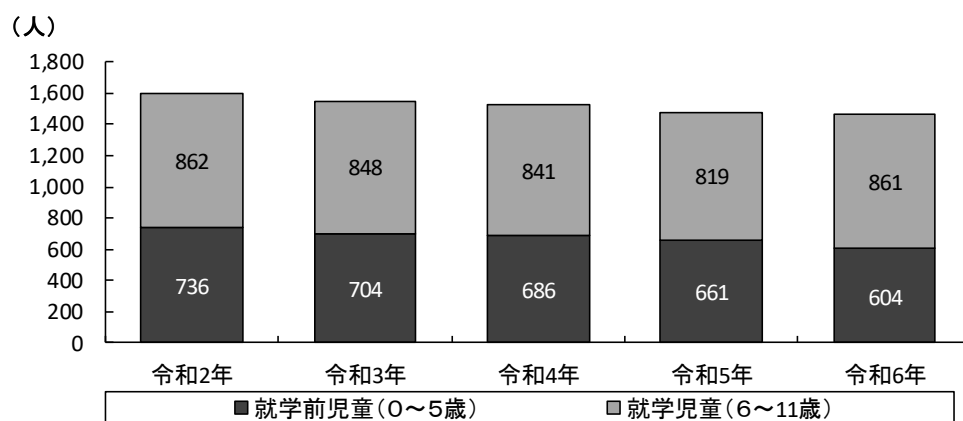
※住民基本台帳をもとにしたコーホート要因法を用いて算出した推計

【児童数の推計】

単位(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	101	96	93	89	85
1歳	89	102	98	95	91
2歳	149	96	109	105	101
3歳	125	154	99	113	108
4歳	128	129	159	102	117
5歳	144	127	128	158	102
6歳	133	151	133	135	166
7歳	145	133	151	133	135
8歳	124	145	132	151	133
9歳	157	125	146	133	152
10歳	140	156	123	145	132
11歳	163	139	155	123	144

※住民基本台帳をもとにしたコーホート要因法を用いて算出した推計



(7) 保育園・幼稚園・認定こども園の設置状況

保育園、幼稚園、認定こども園の状況は以下のとおりです。

【保育園の状況】

保育園名	定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
八田保育園	30名	いの町八田848	満1歳6ヶ月～	7:30～18:30
川内保育園	60名	いの町鎌田204	満1歳6ヶ月～	7:30～18:30
天神保育園	90名	いの町1255-1	満6ヶ月～	7:30～18:30
神谷保育園	30名	いの町神谷1508	満6ヶ月～	7:00～18:30
伊野保育園	120名	いの町元町31	満4ヶ月～	7:00～19:00
あいの保育園	120名	いの町天王南1丁目1-1	満3ヶ月～	7:00～19:00
本川へき地保育園	25名	いの町長沢134-3	満1歳～	8:00～18:00

【幼稚園の状況】

幼稚園名	定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
伊野幼稚園	95名	いの町柳町12	3歳～	8:00～14:00

【認定こども園の状況】

保育園名	定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
認定こども園えだがわ	235名	いの町枝川5811-1	満6ヶ月～	7:30～18:30
認定こども園ごほく	60名	いの町小川西津賀才553	満5ヶ月～	7:30～18:30

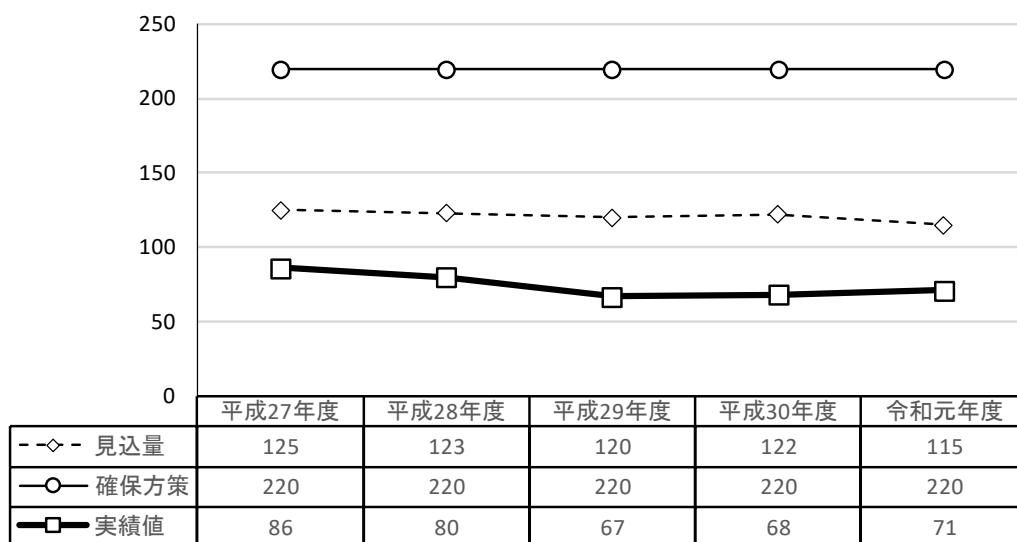
2. 子ども・子育て支援事業の進捗状況【新】

(1) 幼児教育・保育の進捗評価

① 幼児教育施設（幼稚園等）

本町での幼稚園利用者は、当初の見込量を下回り、令和元年で71人となっています。

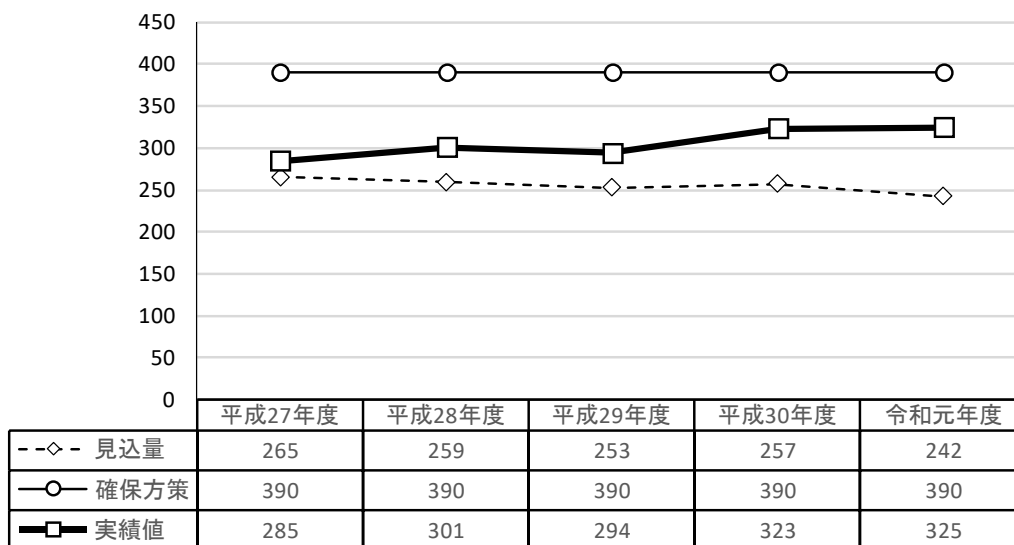
■ 幼児教育の状況(1号+2号の教育希望)(人)



② 3歳以上の保育施設（保育所等）

本町での保育所等の利用者は、見込量を上回って推移しているものの、確保量にはまだ余裕がある状況です。

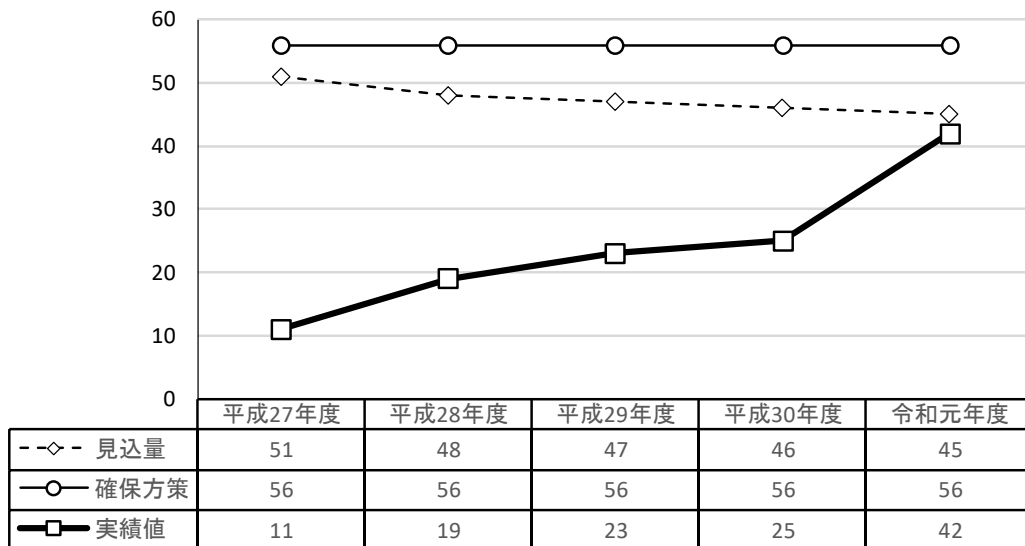
■ 2号認定者の保育所等利用実績(人)



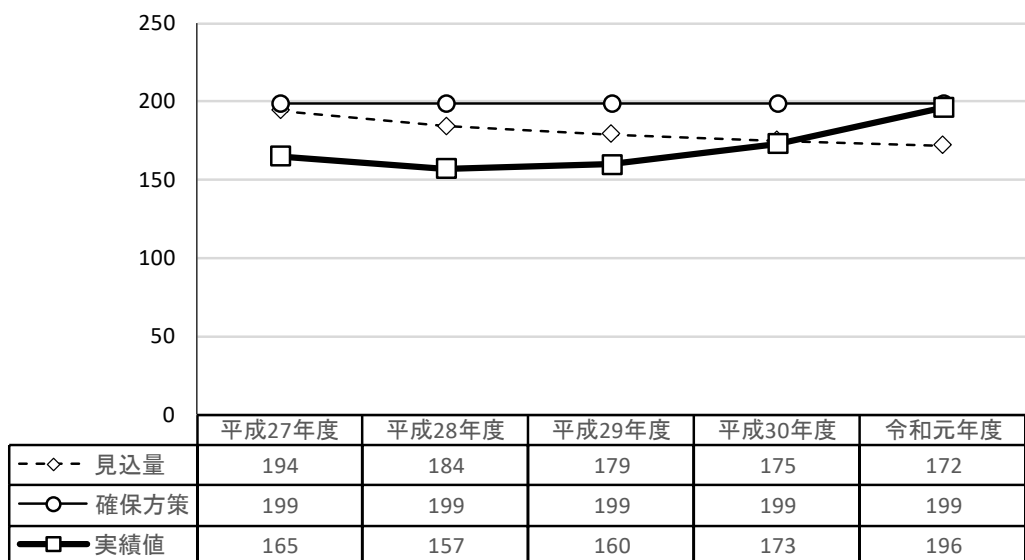
③ 3歳未満の子ども

0歳児の保育については、見込量を下回ったものの、利用は増加傾向となっています。
1～2歳児保育では、令和元年に見込量を超え、確保方策に迫る利用となっています。

■ 3号認定(0歳児)の利用実績(人)



■ 3号認定(1～2歳児)の利用実績(人)

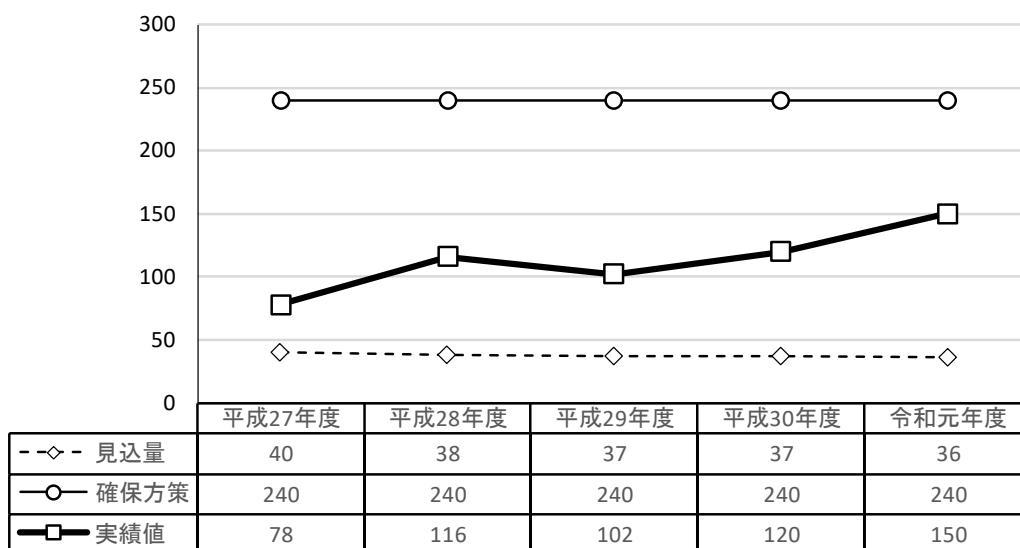


(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗・評価

① 延長保育事業

延長保育は見込量を上回って推移しています。利用数は増加傾向となっています。

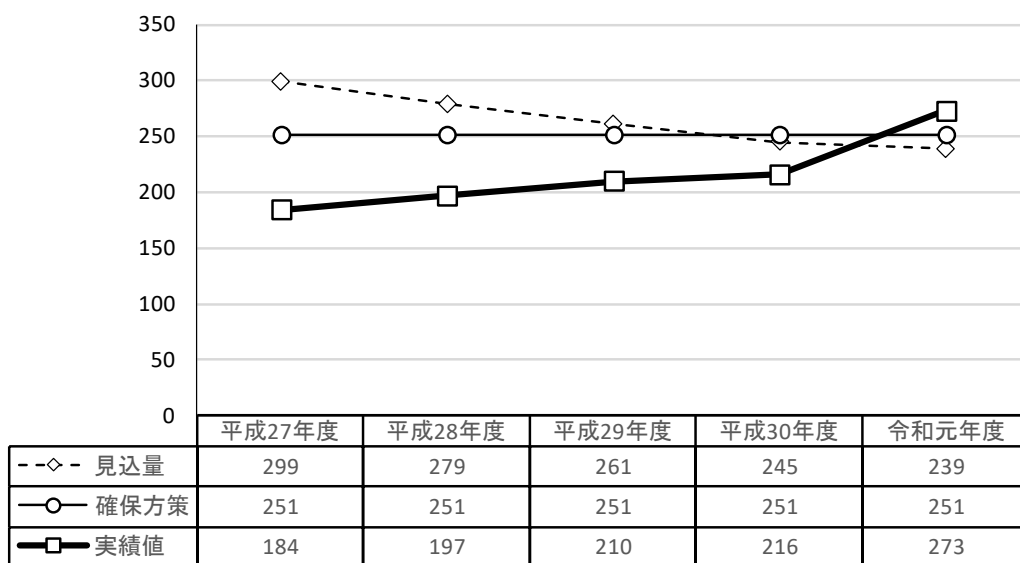
■ 延長保育事業の利用実績(人)



② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用は増加傾向で推移しています。令和元年度には確保方策以上の利用となっています。

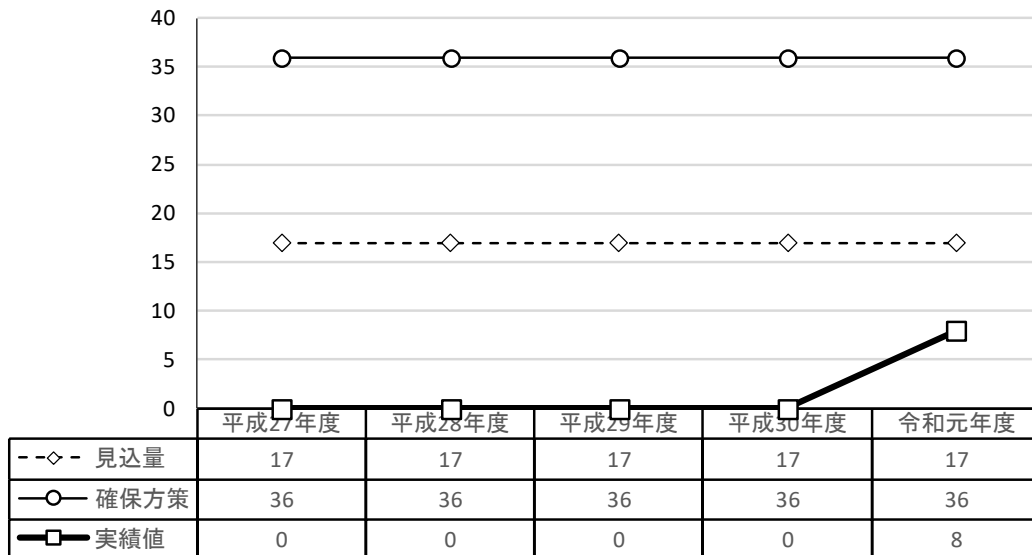
■ 放課後児童クラブの利用実績(人)



③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

利用についての相談や問い合わせはありますが、平成30年度までは実際の利用はありません。

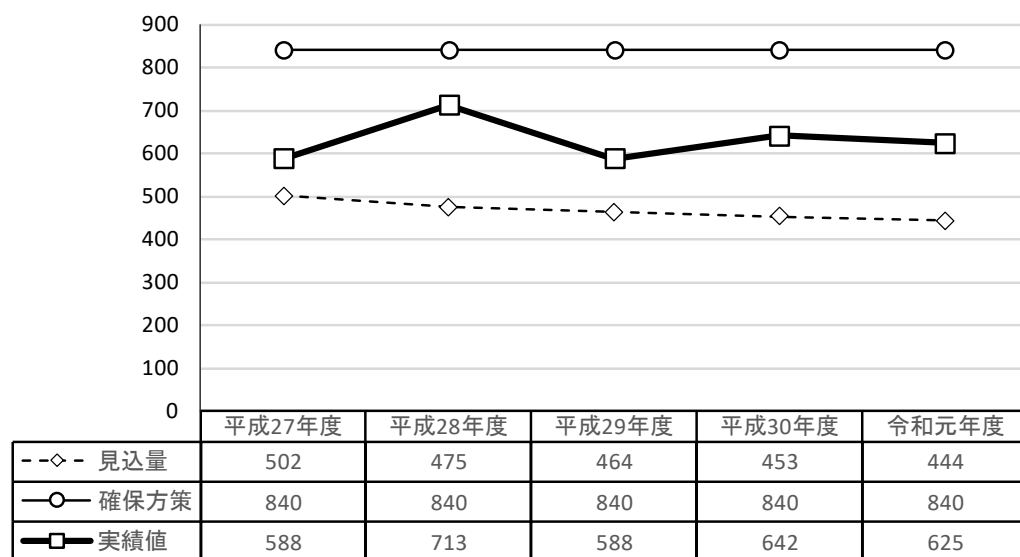
■ 子育て短期支援事業の利用実績(人日)



④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は見込量を上回る利用となっています。利用数は増減しつつも、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)の利用実績(人日)

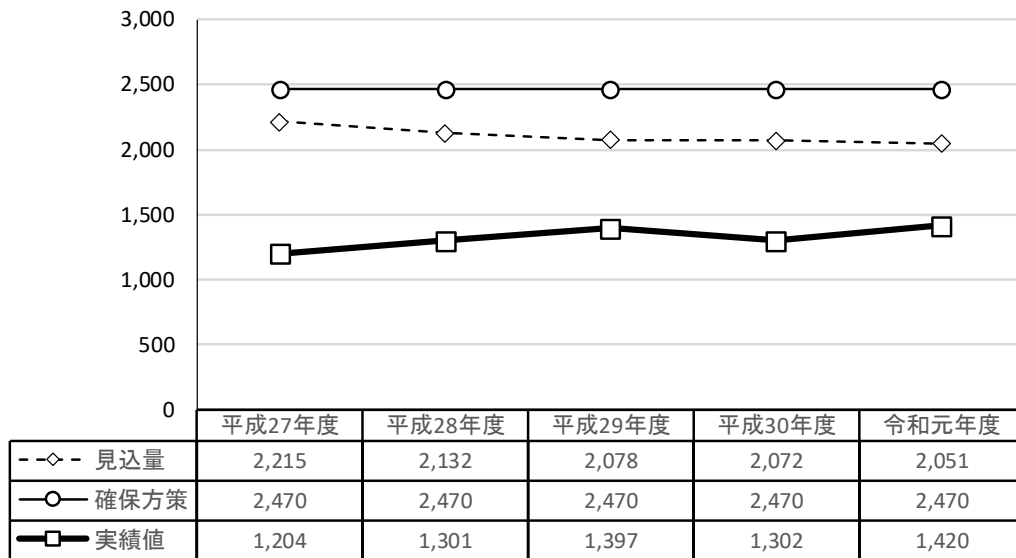


⑤ 一時預かり事業

令和元年度から実施箇所が増え、町内2箇所で事業実施をしています。認定こども園えだがわにおける一時預かり保育には、1号認定者の14時以降の利用や夏休みの利用がありました。

在園児以外のすべての児童を対象とした預かり保育は、見込量を下回っているものの、おおむね1,400人回を上回る利用となっています。

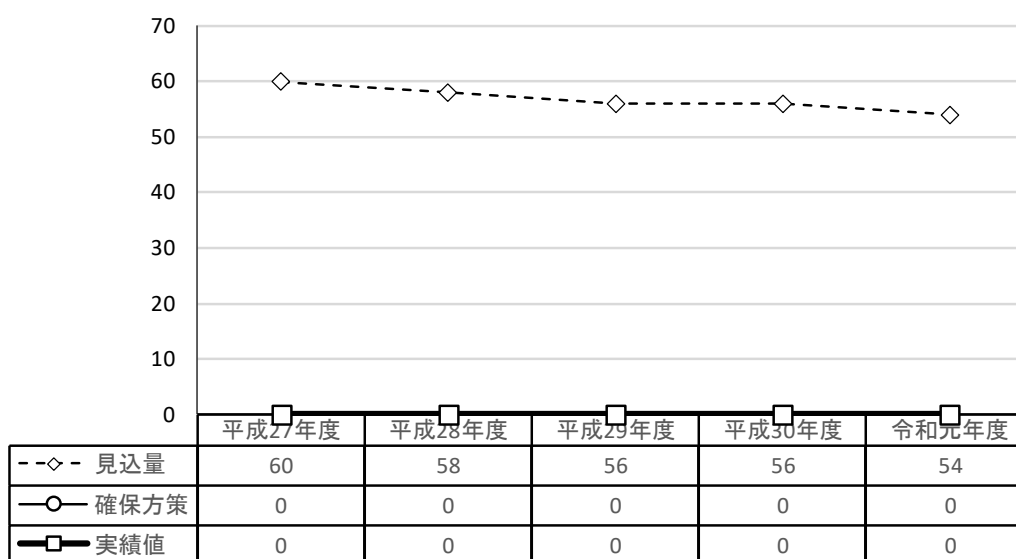
■ 一時預かり事業（幼稚園以外）の利用実績（人回）



⑥ 病児・病後児保育事業

町内には該当する施設がありません。事業実施の有無について、今後検討が必要となります。

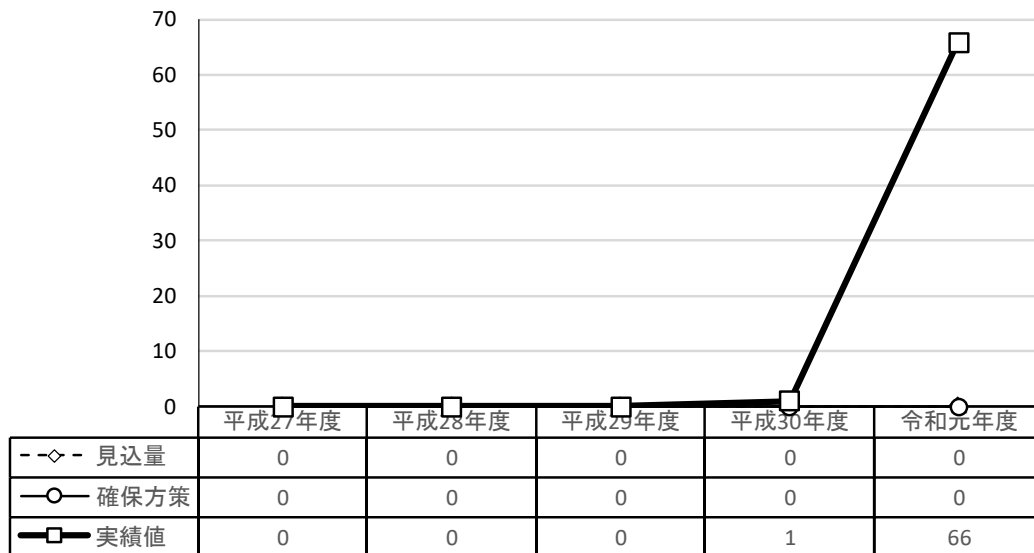
■ 病児・病後児保育業の利用実績（人日）



⑦ ファミリー・サポート・センター事業

平成30年10月から「いのファミリー・サポート・センターはっぴい」でサービスを実施しています。

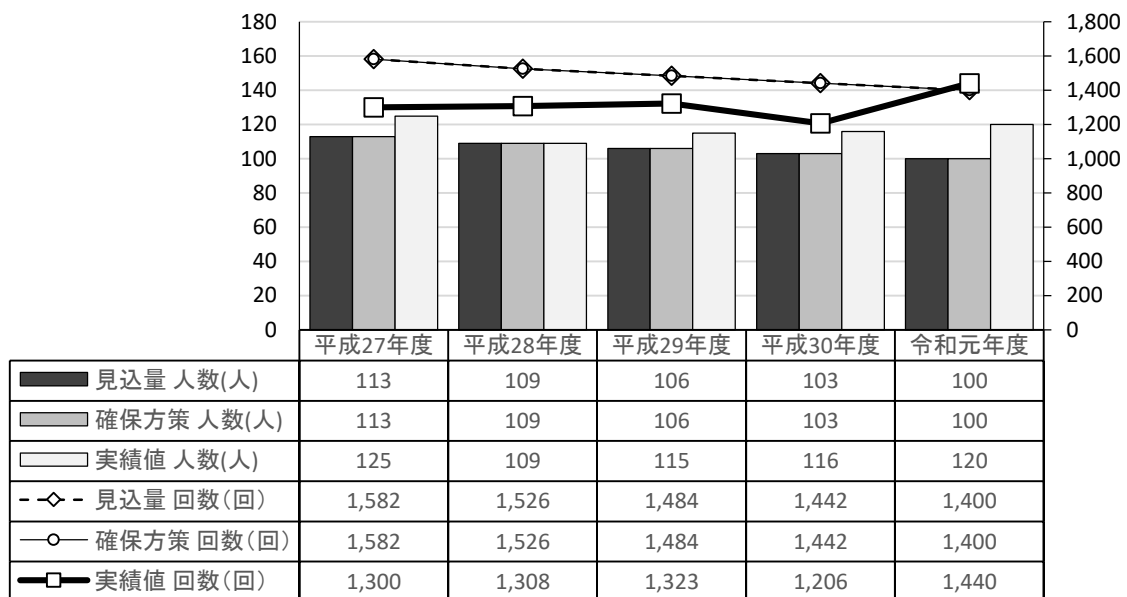
■ ファミリー・サポート・センター事業の利用実績(人日)



⑧ 妊婦健康診査

母子健康手帳の交付者等の妊婦に対して、最大14回までの健康診査を行うものです。見込量よりやや多くの妊婦が健診を受けているものの、回数は見込量を下回っており、一人あたりの回数が見込量より少なくなっています。

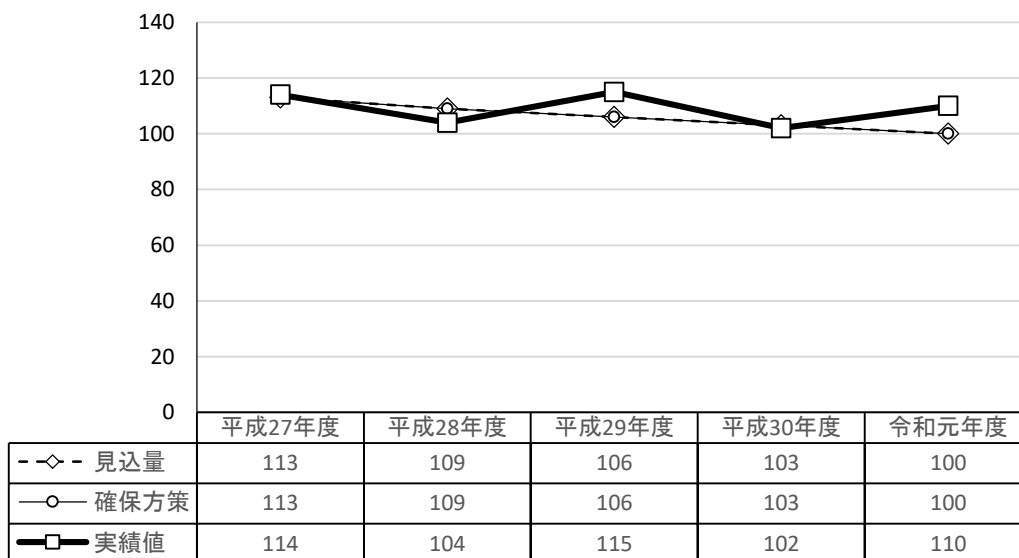
■ 妊婦健康診査の実施回数(人、回)



⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭に保健師等が訪問して、さまざまな相談に応じるものです。
おおむね見込量どおりの実施となっています。

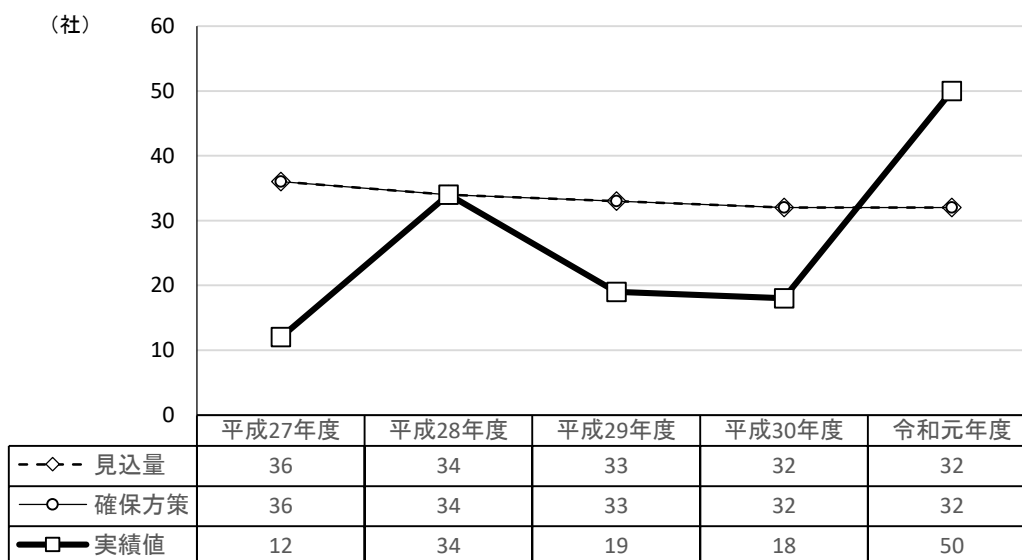
■ 乳児家庭全戸訪問事業の実施実績(人)



⑩ 養育支援訪問事業

養育支援の必要な家庭が一定数見られます。令和元年度には見込量を超えて50人が対象となっています。

■ 養育支援訪問事業の実施実績(人)



3. 意識調査結果の概要

保育ニーズやいの町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、町民意向調査(ニーズ調査)を実施しました。

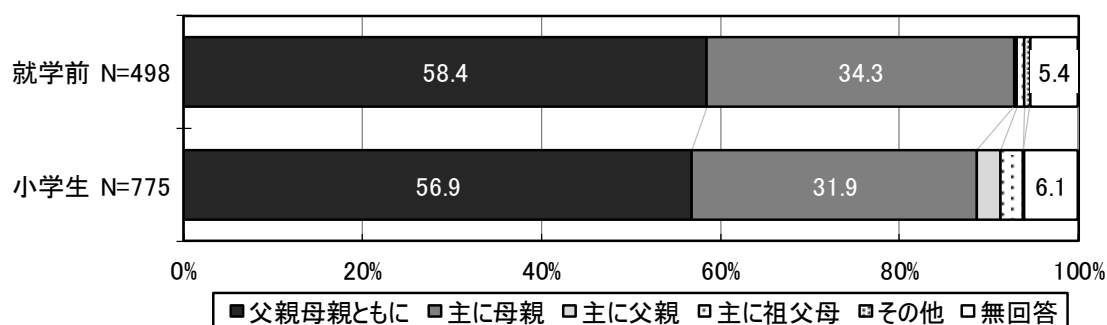
(1) 調査実施の概要

調 査 地 域	いの町全域	
調 査 対 象 者	就学前児童の保護者:町内に住所のある就学前児童を持つ保護者 小学生の保護者:町内に住所のある小学生児童を持つ保護者	
抽 出 方 法	就学前児童844人の全数調査	
調 査 期 間	平成31年2月8日(金)～平成31年2月22日(金)	
調 査 方 法	保育園・幼稚園、小学校等での直接配付・回収及び郵送による配布・回収	
調 査 対 象 者 数	就学前児童の保護者:844件	小学生の保護者:928件
有 効 回 収 数	就学前児童の保護者:498件	小学生の保護者:775件
有 効 回 収 率	就学前児童の保護者:59.0%	小学生の保護者:83.5%

(2) 結果の概要

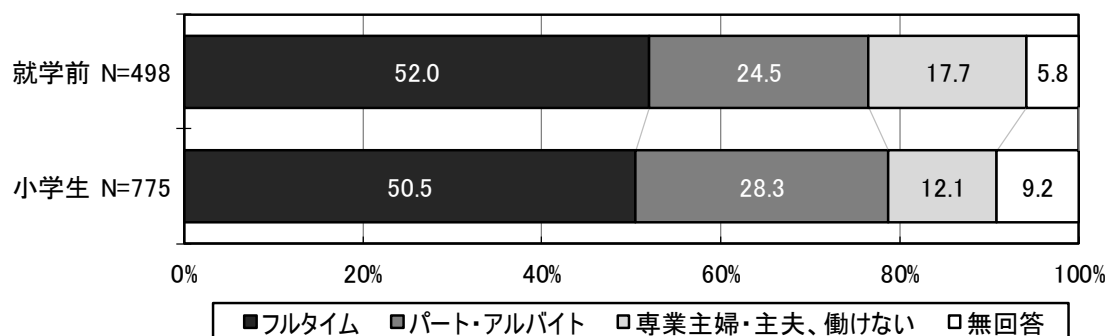
問 お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのは誰か

「父母ともに」子育てを行っている世帯が過半数となっています。「主に母親」が続いています。母親に育児の負担がかかっている世帯がまだまだ多いことがうかがえます。



問 母親の就労状況

母親の約半数はフルタイムで働いています。働いている母親は、全体で約8割となっています。

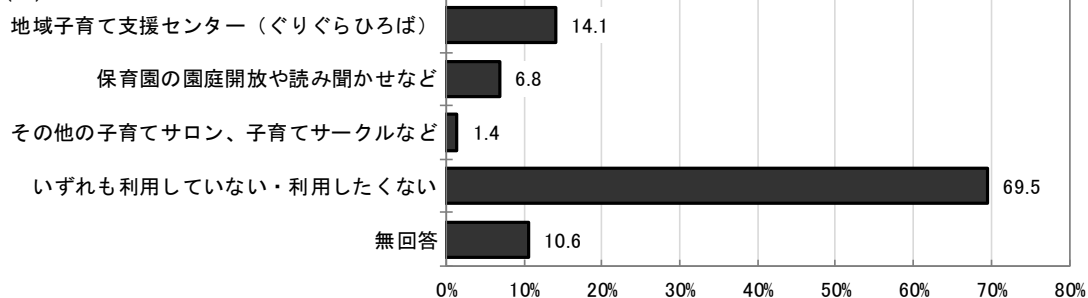


問 いの町の子育て支援サービスの利用状況

現在の利用状況と比較して、利用希望が高い傾向になっています。

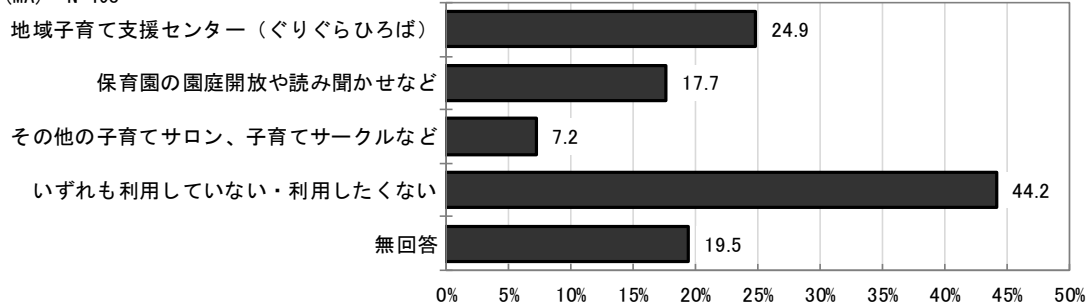
■ 利用状況〈複数回答〉

(MA) N=498



■ 利用希望〈複数回答〉

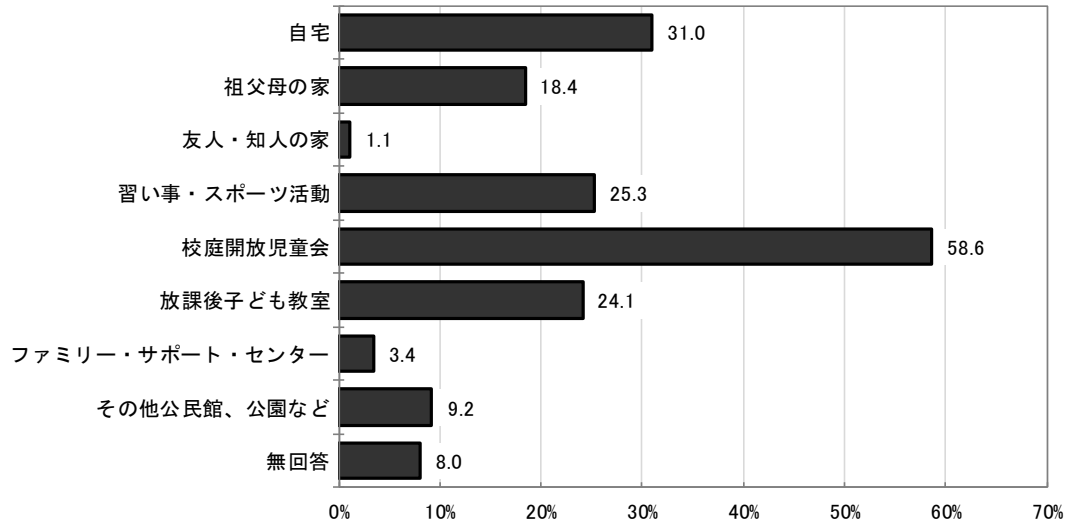
(MA) N=498



問 小学校就学後の希望する放課後の過ごし方

「校庭開放児童会」が58.6%で最も高くなっています。次いで「自宅」が31.0%、「習い事・スポーツ活動」が25.3%などとなっており、多様な放課後の過ごし方が求められています。

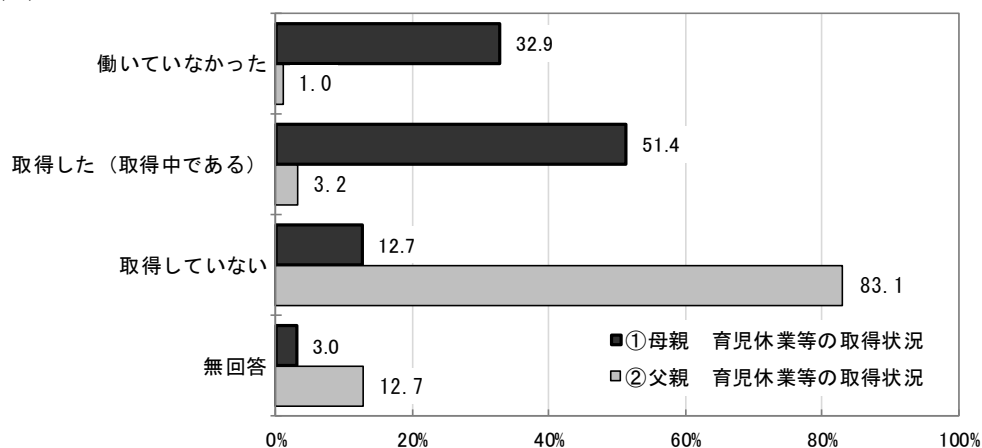
(MA) N=87



問 子どもが生まれた時の保護者の育児休業の取得状況

母親では「取得した(取得中である)」が51.4%と最も高くなっています。また父親では「取得していない」が83.1%と取得した方が非常に少なかったことがうかがえます。

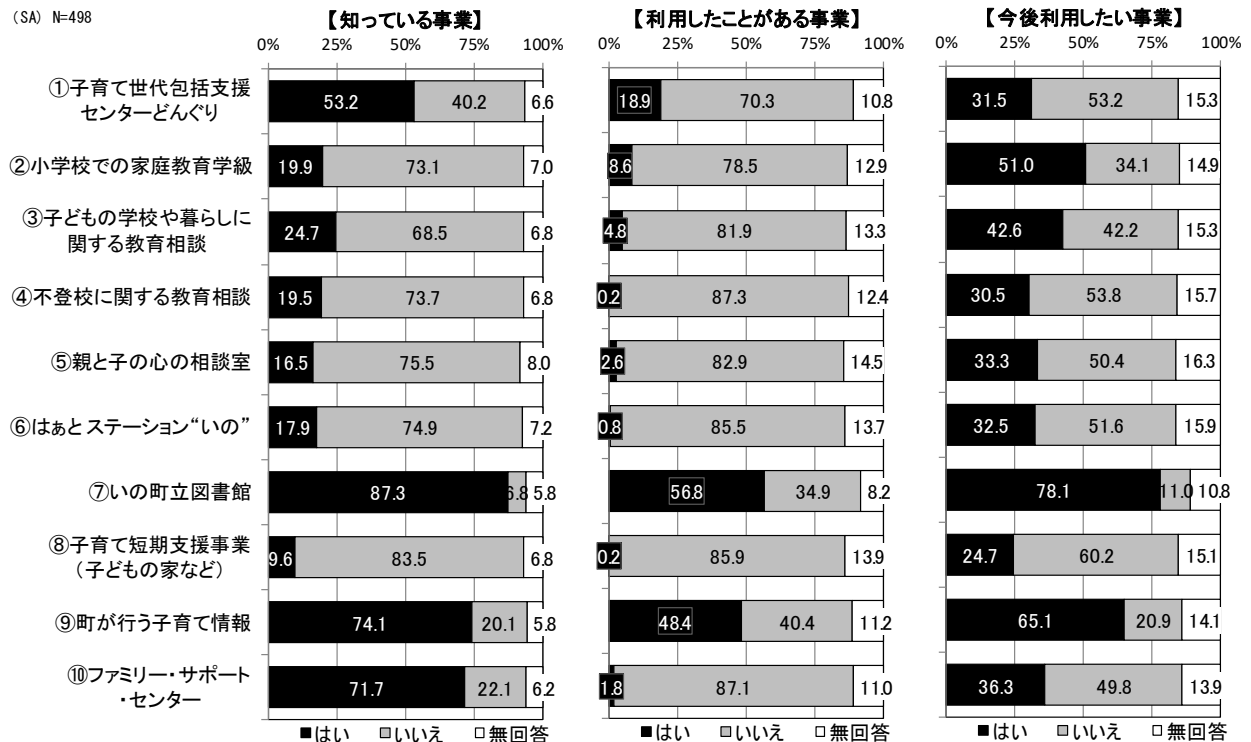
(SA) N=498



問 子ども・子育てに関するいの町の取組について

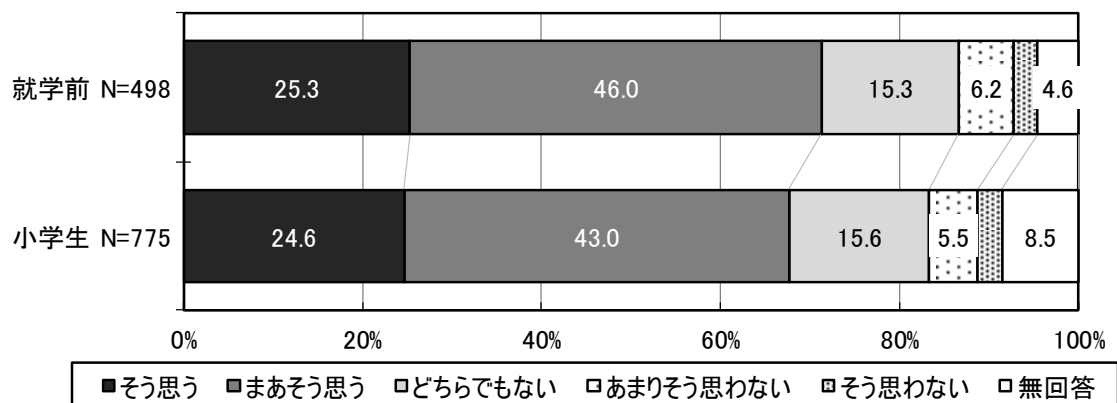
知っている事業では「いの町立図書館」が87.3%で最も高く、「子育て情報」「ファミリー・サポート・センター」で7割を超えています。いずれの事業についても、利用希望が利用状況を大きく上回っています。②～⑥、⑧の事業では「知っている」を大きく上回る割合で利用希望があります。しかしながら認知度が低い事業も多く、さらなる周知・啓発が必要です。

(SA) N=498



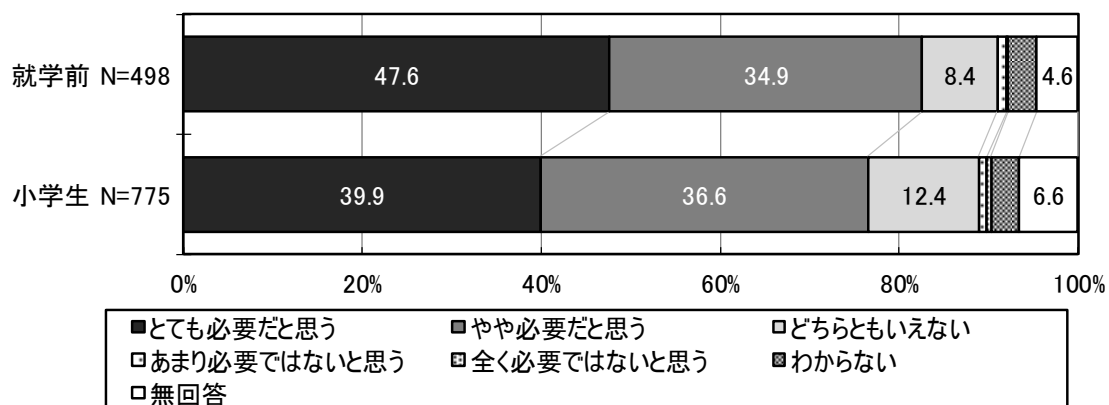
問 いの町は子育てがしやすいまちか

「まあそう思う」と「そう思う」を合わせて約7割が、子育てしやすいまちだと回答しています。



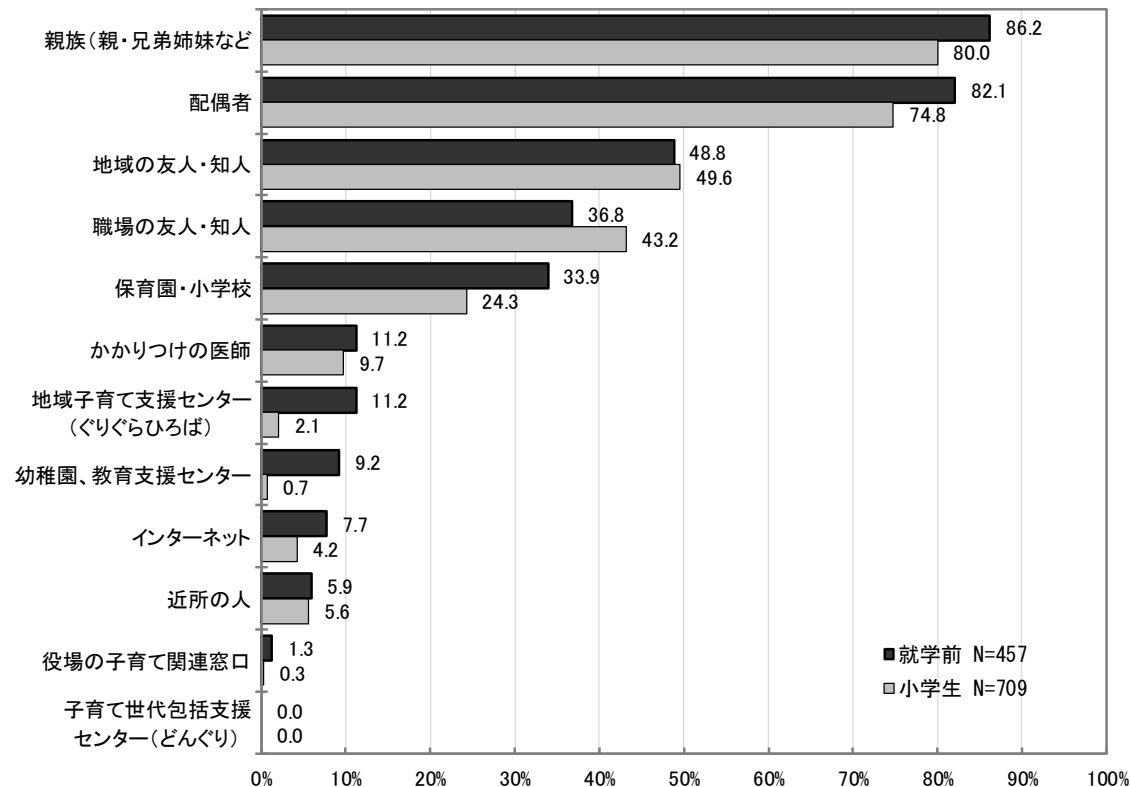
問 子育てをする人にとって、地域の支えは必要か

「とても必要だと思う」「やや必要だと思う」を合わせて、約8割が必要だと回答しています。



問 子育てに関して、気軽に相談できる先

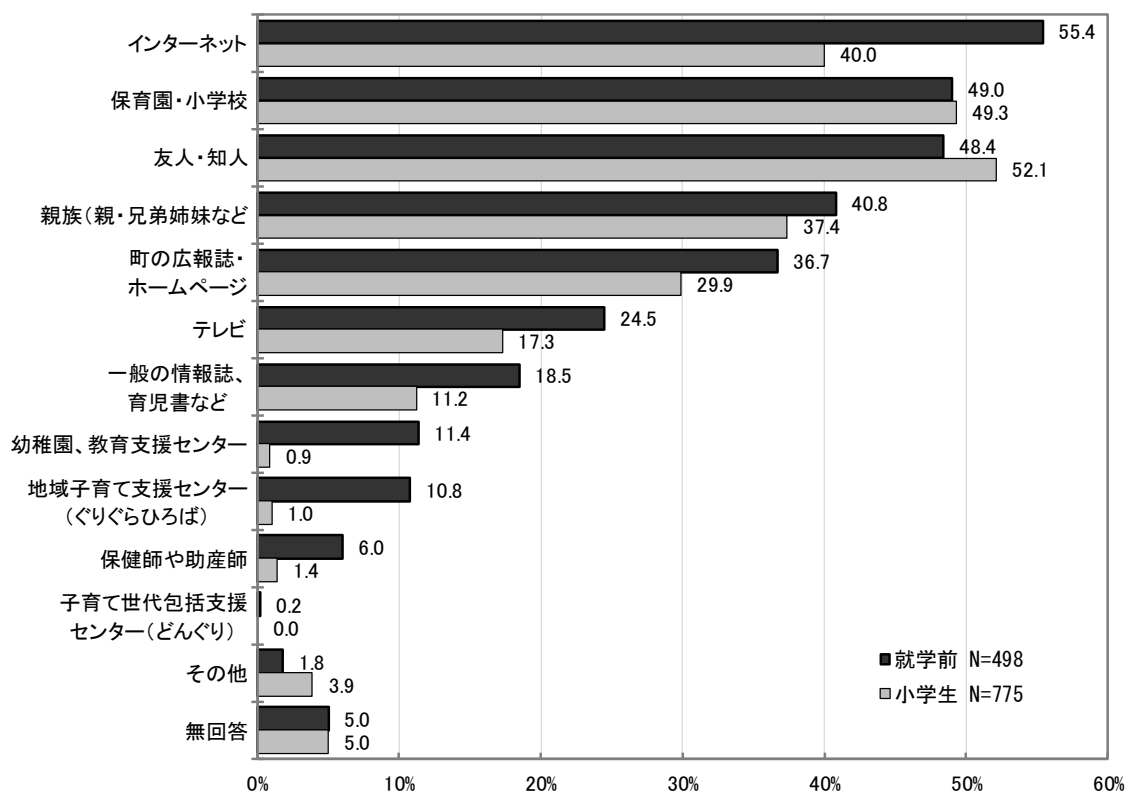
親族や配偶者など、身の回りの人に相談するケースがほとんどとなっています。「役場の子育て関連窓口」や、開設したばかりの「子育て世代包括支援センター」への相談は少なくなっています。



問 子育てに関する情報はどこから入手しているか

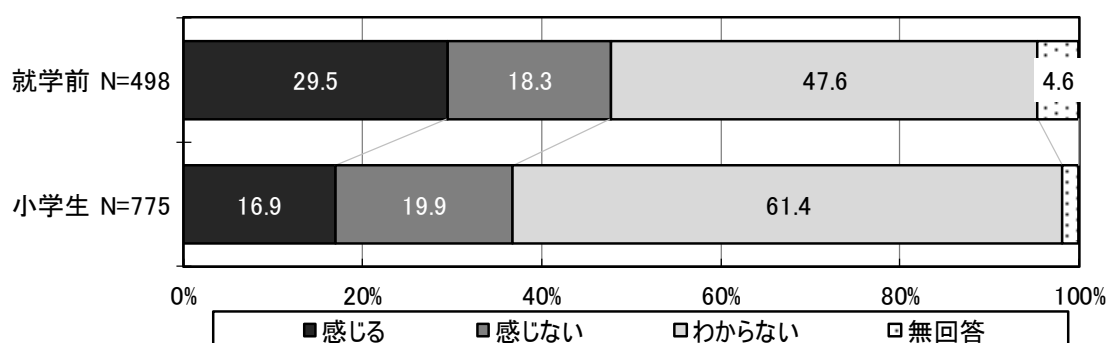
親の情報源の多くがインターネットとなっています。また、町のホームページへの回答より多いことから、一般の情報やSNSでの相談などが使われていることがわかります。

また、保育園・小学校のほか、友人や親族などの身近な人が上位に上がっています。



問 いの町の子育て支援サービスの情報は入手しやすいと感じるか

子育て情報の入手がしやすいと感じているのは、就学前の調査で3割未満、小学生調査で16.9%となっています。



4. 現状・課題のまとめと今後の方向性

（１）妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

いの町子育て世代包括支援センター「どんぐり」が開設され、本町の子育て相談支援の拠点として動き出しました。母子健康手帳の交付から始まり、ワンストップで対応できる総合窓口です。また、ホームページなどにより子育て支援情報の配信を行っています。

アンケート調査では、公共施設や子育て世代包括支援センター「どんぐり」への相談は低くなっているものの、これらからの支援につなげるために、身近な相談相手が専門家につないでいくような情報の提供と支援ネットワークが必要となっています。

令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」等も踏まえ、十分なサービスの提供体制が課題となり、更なる幼児教育・保育の充実も進めていく必要があります。

（２）安心して子育てができる社会づくり

本町の女性の就業率を見ると、40歳以上で最も高くなっており、子育てが一段落してから就労している状況が見られます。アンケート調査の結果で見ても、母親の出産時の育休取得状況では、約3分の1が「働いていなかった」と回答しており、結婚・出産を機に仕事を退職している母親が多いことがうかがえます。一方で、男性の育児休暇の取得はほとんどない状態です。少子化や人口減少を解消することは社会全体の最優先の課題の1つであり、保護者をはじめ、地域、企業等の連携を強め、ワーク・ライフ・バランスの理解促進を徹底し、誰もが希望どおりに仕事と育児が両立する社会を目指すことが必要です。

また、子育てに対する地域の支えの重要性が高くなっており、見守りや身近な相談などのほか、専門機関等と地域の連携を強め、誰ひとり見落とすことなく必要な支援につなげていくネットワークづくりが大切です。

（３）いの町で育って良かったと思える次世代の育成

親の就労先が近隣の市であることが多く、子育て環境も比較されるため、子育て世代に選ばれるまちを目指すことは本町の大きな課題の1つとなっています。アンケート調査の結果で見ると、子育て情報の入手がしやすいと感じている方の割合が低いため、子育て世代がいの町で安心して子育てができるように、子育てに関する情報やサービスを引き続き、町の広報誌・ホームページ等で発信していきます。さらに、SNSでの子育て情報発信についても、充実したものとなるように努めていきます。

また、本町の環境や地域資源を活かし、「いの町で育って良かった」と思う子どもが増えることが、今後の地域の持続につながります。一人ひとりがまちを構成する一員であるという当事者意識を持って、自発的にまちづくりに参加することができるようになるために、自らの郷土を誇りに感じる子どもを育成します。

第3章 計画の基本理念と基本的な視点

1. 計画の基本理念

全国的に核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっています。また、現在の親世代の人々の兄弟姉妹の数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんといふれあう経験が乏しいまま親になることが増えています。育児に不安や悩みを抱える保護者の増加は、いの町においても例外ではありません。

しかし、いの町での子育て・教育環境は、豊かな自然環境に恵まれ、周囲の人たちの支援も受けやすい等、都会とは違った良さがあります。

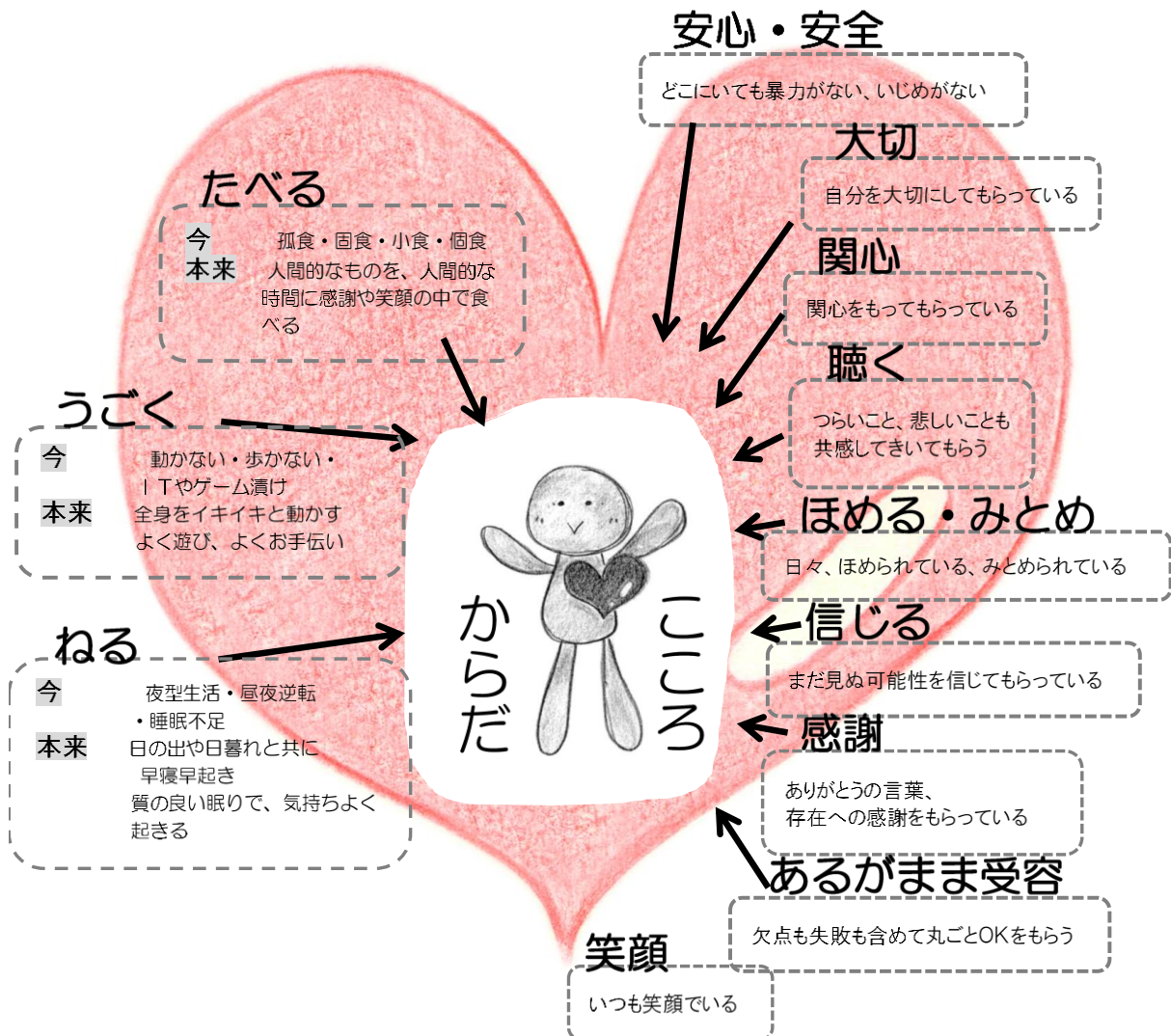
いの町では、「いの町で育てほしい子ども像」と「育てほしい子どもを育てるためにできること」を子ども・子育て会議で話し合い、今後の施策に反映できるよう、育てほしい子ども像のビジョンを共有しました。社会全体、地域が一体となって子どもと子育て家庭を支援するため、第1期計画で掲げた基本理念を継続し、引き続きいの町らしい子育て支援を行います。

ゆたかな自然につつまれて
やっぱり みんなあいの がすき!
～親子そろって ぶっくりハートのまちづくり～

2. 計画の基本的な視点

ぱっくりと豊かなハートはからだもこころも満たされた状態です。

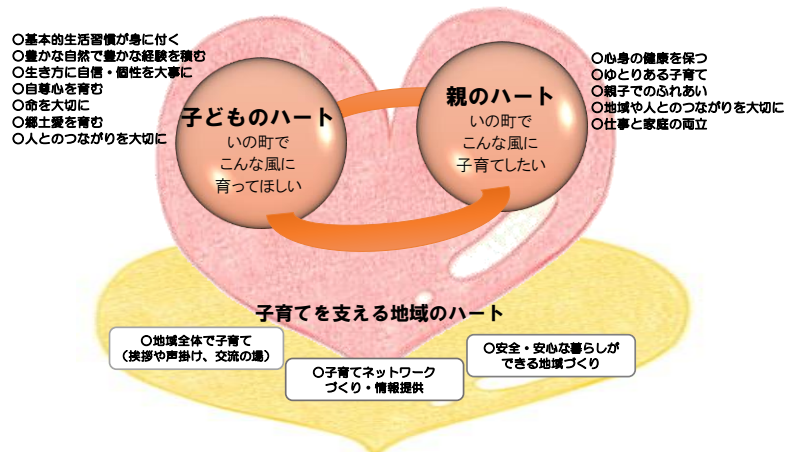
いの町はそんなぱっくりハートで自尊感情豊かな子どもの成長を目指します。



*「金 香百合の自尊感情理論」から転記

◆子どもの育ちと、いの町での子育てサイクル

子どものハート、親のハート、そして子育てを支える地域のハートが満たされるための施策を展開します。どのハートもぱっくりと豊かなハートとなることで、いの町の子育てサイクルが機能すると考えられます。



3. 基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の施策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり

妊娠中から子育て中の方のための相談窓口として、いの町子育て世代包括支援センター「どんぐり」が誕生しました。妊娠期からの包括的な相談支援や情報提供に取り組むことで、母親の子育て、子どもの子育てを応援します。

また、次代の親を育成する観点から、子どもや家庭を持つことの意義や重要性について理解を深めるための機会の確保を図るとともに、親子のきずなや生命の大切さへの理解を深める体験、食育をはじめ基本的生活習慣の獲得や、人とのつながり、豊かな経験を積むことができる教育環境の充実を図ります。

また、日常生活や集団生活などに配慮が必要な子ども達が安心して過ごすことができ、子どもを取り巻く家庭環境等、心身状況により未来の可能性やチャンスが閉ざされないよう、一人ひとりを尊重した支援に取り組めます。

基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり

子どもの健やかな成長の大前提として、すべての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人ひとりが尊重されることが必要と考えます。妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりに努めます。

また、親子ともに心身の健康を保ち、親子のふれあい、地域とのつながりを大切にしながらゆとりある子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

母親の就労ニーズ等、家庭の多様な希望に応じた子育てができるよう、保育・教育事業だけでなく、家庭・地域・企業等の連携と共通理解を図り、子育てと仕事を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを目指します。

また、結婚・出産・子育てを保護者や家族だけではなく、職場全体で応援するため、育児休業やさまざまな働き方に対する理解の促進を図り、安心して子育てしながら働くことができる環境整備に努めます。

家庭において、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを行います。

基本目標 4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり

子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要としている家庭に対し、子どもを地域の宝として捉え、地域全体で子育てを支援していくことができる地域づくりを行うため、地域における相談や交流の場づくり、支えあいの関係づくりを行います。

また、保護者だけでなく、祖父母や地域住民全体への子育て支援の周知、啓発を図り、支援の必要な子どもや保護者が、必要な支援へとつながる体制の構築を目指します。

基本目標 5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

地域において、子どもの権利を守る意識を高める取組や、交通安全の確保や子どもを犯罪等から守るための活動の推進、子どもや子ども連れの保護者等が快適に利用することができる公共施設等のバリアフリー化等、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指します。

近年多発する風水害や地震等の自然災害から子どもを守るための取り組みを充実します。

4. 施策体系

<基本理念>

ゆたかな自然につつまれて
やっぱり みんなあいのがすき!
～親子そろってぶっくりハートのまちづくり～

【子ども・子育て支援事業の展開】

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等
3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等
4. 子ども・子育て支援事業の推進体制の確保

<子ども・子育て支援施策の充実>

子どものハート

基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり

- (1) いの町ネウボラの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 子どもの学び場づくり
- (4) 社会的養育の必要な子どもへの支援
- (5) 子どもの貧困対策の推進
- (6) 障害のある子どもへの支援
- (7) 子どもを産み育てることに関する学習の充実と次代の親育成

親のハート

基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり

- (1) 妊娠期から子育て期までの一貫した健康づくり 【新】
- (2) 気持ちにゆとりをもてる子育て支援

基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

- (1) 家庭と仕事の両立ができる意識づくり
- (2) 両立支援のための職場環境づくり

子育てを支える 地域のハート

基本目標4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり

- (1) 子育てネットワークづくり
- (2) 子育て支援に関する周知・広報

基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

- (1) 子育てにやさしい環境の整備
- (2) 子どもの交通安全の確保
- (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- (4) 子どもの命を守るための防災・減災活動の推進

第4章 子ども・子育て支援事業の展開

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び保育・教育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

(2) 区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、保育・教育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

以上の内容をふまえ、いの町の地域の実情を考慮した結果、いの町における教育・保育提供区域については「いの町全域」を基本として設定します。

2. 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

■認定区分と提供施設

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合 **利用先** 幼稚園等

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な理由(就労、出産等)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 **利用先** 保育園等

3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な理由(就労、出産等)」に該当し、保育園等での保育を希望される場合 **利用先** 保育園等

提供体制・確保方策

見込量及び確保内容

1号認定、2号認定、3号認定については、ニーズ調査結果における保護者の利用希望や、過去の利用実績等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を、次表のとおり設定します。

【教育】

単位(人)

		令和元年度 (実績見込量)		令和2年度		令和3年度	
		1号	合計	1号	合計	1号	合計
		3-5歳		3-5歳		3-5歳	
①見込量		71	71	71	71	73	73
②町外施設を利用		8	8	8	8	8	8
③町外からの受け入れ		4	4	4	4	4	4
④町内施設を利用①-②+③		67	67	67	67	69	69
⑤確保方策	幼稚園・ 認定こども園	154	154	154	154	154	154
⑤-④		87	87	87	87	85	85

		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計
①見込量		70	70	68	68	60	60
②町外施設を利用		8	8	8	8	8	8
③町外からの受け入れ		4	4	4	4	4	4
④町内施設を利用①-②+③		66	66	64	64	56	56
⑤確保方策	幼稚園・ 認定こども園	154	154	154	154	154	154
⑤-④		88	88	90	90	98	98

【保育】

単位(人)

		令和元年度 (実績見込量)			令和2年度			令和3年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①見込量		325	42	196	326	42	190	319	41	184
②町外施設を利用		9	1	6	9	1	6	9	1	6
③町外からの受け入れ		5	1	3	5	1	1	5	1	1
④町内施設を利用①-②+③		321	42	193	322	42	185	315	41	179
⑤確保方策	保育園	400	59	227	400	59	227	400	59	227
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	19	0	6	19	0	6	19	0	6
⑤-④		98	17	40	97	17	48	104	18	54

		令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①見込量		311	40	179	304	39	174	296	38	168
②町外施設を利用		9	1	6	9	1	6	9	1	6
③町外からの受け入れ		5	1	1	5	1	1	5	1	1
④町内施設を利用①-②+③		307	40	174	300	39	169	292	38	163
⑤確保方策	保育園	400	59	227	400	59	227	400	59	227
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	19	0	6	19	0	6	19	0	6
⑤-④		112	19	59	119	20	64	127	21	70

確保方策

確保方策と比べると見込量が下回っており、今後は、現状の定員数で受け入れを確保していきます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等

(1) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の見込量

■地域子ども・子育て支援事業の見込量

		単位	令和元年度 (実績見込量)	令和2年度 (見込量)	令和3年度 (見込量)	令和4年度 (見込量)	令和5年度 (見込量)	令和6年度 (見込量)
時間外保育事業 (延長保育)		人	150	147	144	141	138	135
放課後児童健全育成事業	低学年	人	199	201	214	206	207	217
	高学年	人	74	79	77	84	82	89
子育て短期支援事業		人日	8	17	17	17	17	17
地域子育て支援拠点事業		人回	625	641	617	605	585	537
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	人日	—	0	0	0	0	0
	幼稚園以外による一時預かり	人日	1,420	1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
病児・病後児保育事業		人日	—	0	240	240	240	240
ファミリー・サポート・センター事業		人日	66	70	75	78	91	94
妊婦健診事業		人回	1,440	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
乳児家庭全戸訪問事業		人	110	100	100	100	100	100
養育支援訪問事業		人	50	50	50	50	50	50
利用者支援事業		か所	1	1	1	1	1	1
実費徴収に係る補足給付を行う事業			—	—	—	—	—	—
多様な主体が参画することを促進するための事業			—	—	—	—	—	—

（２）地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及びその実施時期

[1]時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等において保育を実施する事業です。

※開所時間11時間を超えて保育を行うことが実施要件となり、町内では伊野保育園、あいの保育園、神谷保育園で行っています。

○時間外保育事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、か所)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量		147	144	141	138	135
②確保の内容	(人)	270	270	270	270	270
	(か所)	3	3	3	3	3
②-①		126	129	132	135	138

確保方策

確保と比べると見込量が下回っており、保護者の終業時間においても現状の開所時間で見込量を確保できると考えます。

[2]放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

●放課後子ども総合プランの推進

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

■放課後児童クラブの状況

名称	開設	定員（人）	活動場所
伊野小学校ひまわり児童会	昭和50年度	46	伊野小学校
枝川小学校さくらんぼ児童会	平成10年度	77	枝川小学校
伊野南小学校ログハウス児童会(委託)	平成10年度	50	伊野南小学校
川内小学校たんぼぼ児童会	平成18年度	30	川内小学校
吾北小学校むささび児童会	平成23年度	40	吾北小学校
枝川小学校ホットハウス児童会	令和元年度	22	枝川小学校
伊野小学校なのはな児童会	令和元年度	46	伊野小学校

【資料】いの町教育委員会

○放課後児童健全育成事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	低学年	201	214	206	207	217
	高学年	79	77	84	82	89
②確保の内容	低学年	220	226	218	220	220
	高学年	91	85	93	91	91

確保方策

●放課後児童健全育成事業

高学年の受け入れについて、いの町においては原則小学1年生～3年生を対象としているが、特別な理由がある場合は、申出があれば教育委員会で協議の上、入会を許可しています。

しかし、特に校庭開放児童会を必要とする小学1年生～3年生が、高学年の入会によって入会できない事態を避けるため、小学1年生～3年生を優先的に入会させることとしています。

低学年の入会受付を優先させた後、空いている枠で高学年の受け入れをしています。

●放課後子ども総合プランの推進

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、いの町においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、下表に掲げる事業を推進していきます。

項目	推進方策等
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量	1か所
放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標事業量	上記、放課後児童健全育成事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」を参照
放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画	希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	連携型のプログラムを実施する場合は、児童が安全に移動できるよう支援員又はボランティア等が同行します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	加配支援の必要な子どもへの支援について、必要に応じて情報共有の場及び研修の場を設けます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	地域の要望に応じて実施を検討します。

[3]子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○子育て短期支援事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	17	17	17	17	17
②確保の内容	17	17	17	17	17
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

現在の受け入れ体制で見込量は確保できると考えます。今後は、相談窓口の周知、充実を図っていきます。

[4]地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講習等を行う事業です。

■地域子育て支援センターの状況

名称	開設	定員（人）	場 所
いの町地域子育て支援センター ぐりぐらひろば	平成12年度	40	いの町1510-1

○地域子育て支援拠点事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人回/月）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量		641	617	605	585	537
②確保の内容	（人回）	840	840	840	840	840
	（か所）	1	1	1	1	1
②－①		199	223	235	255	303

確保方策

地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」の認知度を上げていくために、子育て世代包括支援センター「どんぐり」との情報共有・連携を図ります。支援センター職員も、育児相談、健診等に参画することによって、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」の取組の周知、啓発等を行います。

地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」では、来所者を温かく迎え、親子の交流を促進したり、悩みを抱えている保護者への相談活動を行ったりすることで親子を支援します。

[5-1]一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

○一時預かり事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量		0	0	0	0	0
②確保の内容	(人日)	0	0	0	0	0
	(か所)	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

確保方策

現時点では、各方面の事業主体に影響が予想されるので早期に実施することは難しいと考えます。今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

[5-2]一時預かり事業(幼稚園以外による一時預かり)

日中に家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

※町内では、あいの保育園、認定こども園えだがわで行っています。

○一時預かり事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量		1,540	1,540	1,540	1,540	1,540
②確保の内容	(人日)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	(か所)	2	2	2	2	2
②－①		5,660	5,660	5,660	5,660	5,660

確保方策

今後もあいの保育園や認定こども園えだがわでの受け入れが可能であるため、広報等で周知しながら運営支援を行っていきます。

[6]病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

○病児・病後児保育事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	0	0	0	0	0
②確保の内容(人日)	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

実施の有無について、今後検討します。

[7]ファミリー・サポート・センター事業

地域において、子育てをお手伝いしてほしい「依頼会員」とお手伝いしたい「援助会員」がお互いに会員登録をして、子育ての助け合いを行う有償ボランティア活動事業です。

○ファミリー・サポート・センター事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	70	75	78	91	94
②確保の内容	70	75	78	91	94
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

今後も利用は増加することが考えられるため、「援助会員」の確保に努めるとともに、交流会等で会員間の交流を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

[8]妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

○妊婦健診事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人日、か所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
②確保の内容	1,415	1,415	1,415	1,415	1,415
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

県や高知県医師会と連携を図り、継続して事業を実施します。

[9]乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

○乳児家庭全戸訪問事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人、％）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	（人）	100	100	100	100	100
	（訪問率）	100	100	100	100	100
②確保の内容		100	100	100	100	100
②－①		0	0	0	0	0

確保方策

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等の事業を継続します。

[10-1]養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○養育支援訪問事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	50	50	50	50	50
②確保の内容	50	50	50	50	50
②－①	0	0	0	0	0

確保方策

養育支援が必要な家庭に対して継続して事業を実施します。

[10-2]子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整担当職員や構成機関員の専門性強化及び構成機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

○実施施策

要保護児童等の代表者会議	年に1回開催し、各機関の取組状況等を共有するなどし、児童虐待に対する理解を深めます。
実務者会議	年に4回、児童相談所や警察、関係機関の実務者で会議を開催し、要保護児童等に関する情報共有、支援方針の検討を行います。
個別ケース会議	必要に応じて要保護児童等に直接かかわりのある担当者等で構成し、要保護児童等に対する具体的な情報交換や援助方法について協議します。
関係機関との調整	調整機関職員や構成機関員の専門性強化を図ります。

確保方策

早期発見及びその適切な保護、並びに適切な対応に努めます。

[11]利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

○利用者支援事業：「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

確保方策

母子保健型を1か所で実施しており、今後も関係する機関と連携を図りながら、継続していきます。

[12] 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設が実費徴収等の上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について町が一部を助成する事業です。

確保方策

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、保育の充実に努めていきます。

[13] 多様な主体が参画することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のために、多様な事業者の能力を活用しながら、保育園、小規模保育等の設置を促進していく事業です。

確保方策

現在、いの町では実施していないが、実情により実施を検討します。

4. 子ども・子育て支援事業の推進体制の確保【新】

（１）幼児教育・保育の一体的な提供

ニーズ調査の結果によれば、幼稚園等の教育的な希望も一定数あります。既存の幼稚園における充実した幼児教育の推進、また、認定こども園における教育・保育の一体的な提供により、質の高い教育・保育の保障に努めます。

（２）幼児教育・保育の無償提供の推進

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始され、対象となる3歳～5歳児を中心として、保護者の働き方の変化や幼児教育・保育への関心の高まりにより、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。国による無償化等の影響を考慮しながら、保育園等の需要に対応できるよう人材確保に努めます。

（３）子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は、①市町村の確認を受けた施設を②市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を給付するものです。

本町では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設に取りまとめの協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取り組みを進めていきます。

（４）子育て支援の必要な人材等の育成・確保

女性の就業率のさらなる上昇や保育の利用希望の増加が見込まれる中、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」が発表されました。このプランでは、令和2年度末までに全国の待機児童を解消すること、令和4年度までに女性の就業率80%に対応できる保育の受皿を整備することとされています。また、保育の受皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援等、総合的な対策が進められています。

本町では、今後も多様化する保育ニーズに対応するため、公共職業安定所等と連携し、保育士の人材確保に努めます。

また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のために、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育ができる環境づくりに努めます。

第5章 子ども・子育て支援施策の充実

基本目標1 子どもの健全な成長を支える環境づくり

(1) いの町ネウボラの推進 【新】

① 家庭教育の充実

- 保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の参観日や保護者会等の機会を利用し、就学前からそれぞれのライフステージやニーズに応じた家庭教育学級を開催します。

主な実施内容 ➤ 家庭教育学級の開催

② 親子の交流促進

- 絵本読み聞かせや親子ふれあい遊び等を実施することによる親と子のふれあいを促進します。また、親子参加の体験型学習や保護者対象の学習、町内全域の子育て家庭を対象とした講演会等も開催します。

主な実施内容

- 親子ふれあい遊び
- 親子参加の体験型学習事業
- 講演会の実施
- 絵本読み聞かせ

③ 妊娠・出産・産後を健やかに過ごすための相談支援

- 母子の心身の健康の保持増進のため、また、妊娠・出産・産後の不安や悩みを早期に軽減・解消できるように、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切な相談事業(育児相談・来所相談・電話相談等)の充実を図ります。

主な実施内容

- 相談事業(育児相談・来所相談・電話相談等)
- マタニティ教室
- 母乳相談
- 産後ケア事業

④ 子育て世代包括支援センター「どんぐり」の活用

- 子育て世代包括支援センター「どんぐり」に母子保健コーディネーターを配置するなど、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援拠点としての機能を充実させ、妊産婦等へのきめ細かな支援により活用を促進します。

主な実施内容

- 子育て世代包括支援センター事業
- 妊婦個別支援プラン作成

(2) 教育・保育環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

- 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、幼児教育・保育内容の工夫を図り、就学に向けて、交流・相互理解を深め、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校等の連携を図ります。

主な実施内容 ➤ 幼保小連携事業

② 新しい学校づくりの推進

- 「開かれた学校づくり」の一層の充実を図るため、園・学校・家庭・地域の協働に向けた共通認識を深め、地域人材の発掘、学校の受け入れ体制の整備を推進します。

主な実施内容

- 開かれた学校づくり事業
- コミュニティスクール(学校運営協議会制度)
- キャリア教育推進事業(地域学校協働本部事業)

③ 食育の推進

- 乳幼児期から小学校までの児童とその保護者を対象に、食について学ぶ機会を設け、人間関係や社会性につながる食育の推進を実施します。

主な実施内容

- 親子料理教室の開催(年2～3回)
- 離乳食講習会
- ヘルスメイトによるおやつの試食と伝達講習
- きらきらキッズ事業
- 学校給食の充実

④ 読書活動の推進

- 「第2次の町子ども読書活動推進計画」に基づき、地域ぐるみで読書環境の整備を推進します。

主な実施内容

- 図書館内外での読み聞かせ活動
- ブックスタート事業
- 移動図書館巡回事業
- 読書活動を推進する人材の育成

⑤ 防災意識の向上

- 小学生の起震車体験や地域の実情に合わせて、子ども防災キャンプ等を実施し、防災意識の向上を推進します。

主な実施内容

- 起震車体験事業
- 防災キャンプの実施

⑥ 相談支援体制の充実

- 相談窓口を開設することで、子どもから大人、町内勤務教職員のメンタルヘルスも含めた相談を受けることができる体制を確立します。

主な実施内容

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などの相談事業

⑦ 生活リズム・体力向上

- いのスポーツクラブ・スポーツ推進委員会等との連携による幼児・学童対象の「いのっ子スポーツフェスタ」やスポーツ教室を開催します。

主な実施内容

- いのっ子スポーツフェスタ・スポーツ教室の開催

(3) 子どもの学び場づくり

① 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供などにより、放課後の子どもの安全な居場所と健やかな成長を確保し、地域住民とふれあい、さまざまな交流を通して学ぶ場をつくることを推進します。

主な実施内容

- 放課後児童健全育成事業
- 放課後子ども教室
- 世代間交流事業

② 地域環境を生かした体験活動の充実

- 豊かな自然環境と、幅広い経験を持つ地域人材を活用した体験活動を実施します。地域の伝統文化の継承も含め、一人ひとりの個性を生かし、子どもたちの「生きる力」を育成します。

主な実施内容

- キャリア教育推進事業(地域学校協働本部事業)

③ みんなが参加できる地域の場づくりの推進

- 地域のコミュニティである学校に地域住民が集える場を整備するとともに、学校での学習に地域住民が参画できる取組を推進します。

主な実施内容

- キャリア教育推進事業(地域学校協働本部事業)

④ いじめの未然防止

- いじめ防止対策推進法やいの町いじめ対策推進条例等に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等について、家庭、地域、関係機関及び団体が、連携した取り組みを推進します。

主な実施内容

- いの町いじめ問題対策推進協議会

(4) 社会的養育の必要な子どもへの支援 【新】

① 地域での仲間づくり支援

- 親子が集う場で、気軽な交流や情報交換を図ることで、育児不安や孤立感の緩和につながるよう支援します。また、子育てサークルや地域の団体と協働し、地域ぐるみで子育てができる基盤作りを目指します。

主な実施内容 ▶ 地域子育て支援拠点事業

② 児童虐待における関係機関との連携

- 児童が所属する機関である園・学校への定期的な訪問を実施することで、児童の状況把握や関係機関との綿密な情報共有を行うなど連携の強化を図ることにより、虐待対応への早期対応や未然防止を実施します。
- 日ごろから虐待に気付いた周囲が相談できる窓口の周知を図ります。また、11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、啓発活動を行います。

主な実施内容 ▶ 定期的な園、学校訪問を実施
▶ 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
▶ リーフレット、児童相談所全国共通ダイヤル紹介しおりなどを配布

③ 要保護児童対策地域協議会の充実

- 「いの町要保護児童対策地域協議会」を中心に、各関連機関との連携を図り、常に児童虐待の早期発見・早期対応ができる環境を目指します。

主な実施内容 ▶ いの町要保護児童対策地域協議会代表者会及び実務者会の開催

④ 養育支援が必要な家庭に対する支援の充実

- 健康診査の実施や関係機関との連携の中で、養育支援訪問事業を活用し、児童虐待など養育支援を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、状況に応じた必要な支援を行います。

主な実施内容 ▶ 養育支援訪問事業

⑤ 外国籍等の子どもや家庭への対応

- 外国籍の家庭や幼いころから外国で生活していた子どもなど、日本語での読解やコミュニケーションの困難な人たちが、安心してサービスを受けられ、暮らし続けられるよう支援します。

主な実施内容 ▶ 通訳・翻訳サービス
▶ 日本語教室の開催

（５）子どもの貧困対策の推進 【新】

① ひとり親家庭に対する相談体制の充実

- ひとり親家庭における児童の健全な育成を支援するため、民生委員・児童委員・主任児童委員及び関係機関等との連携を密にして相談対応を行います。

主な実施内容

- 民生委員・児童委員・主任児童委員・関係機関の連携
- 相談対応

② 経済的な支援が必要な児童などへの支援

- ひとり親家庭を中心に、経済的支援やこころの支え等が必要な家庭に対して、相談体制の充実、経済的支援策、就業支援策等について総合的な対策に取り組み、自立の促進につなげます。

主な実施内容

- ひとり親家庭医療費助成制度の実施
- 児童扶養手当制度の周知啓発

（６）障害のある子どもへの支援

① 障害の早期発見・早期支援

- 子どもたちの年齢に応じた発育・発達を確認できる事業・相談体制の充実を図るとともに、支援が必要と思われる子どもに対しては、親カウンセリング教室や言語聴覚士による個別相談等を通して、子どもの特性に応じた関わり方を提案していきます。また、必要に応じて、医療機関や療育福祉センター等につなぎ、より専門性の高い支援を受けられるよう、親子の心に寄り添った支援や相談体制を推進します。

主な実施内容

- 乳幼児健診事業
- 発達障害児者及び家族等支援事業

② 福祉サービスの充実

- 障害児の日常的な生活のケアや指導、集団生活への順応訓練の実施など、関係事業者との連携による障害児とその家族に向けたサービス提供を充実させます。

主な実施内容

- 障害児通所支援事業
- 障害福祉サービス
- 日中一時支援事業

③ 社会参加の促進

- 心身に障害のある子どもがさまざまな状況の中で、自らの力を発揮できるよう関係機関との連携を図り、障害福祉サービス等の利用をはじめ、きめ細かい対応を推進します。また、障害のある子どもと親が地域の活動に参加し、地域とともに育つ支援を行います。

主な実施内容

- 障害児通所支援事業
- いの町移動支援事業

④ 個性や能力を伸ばす支援

- 障害のある子どもについて、その障害の状態に応じて加配保育士・加配教諭及び特別支援教育支援員を配置するとともに、家庭と園や学校・専門機関との連携を図ります。また障害をもつ児童生徒がいそいそとした園生活・学校生活が送れるよう、個々の特性や発達段階に配慮しながら、個性や能力が最大限に伸長できる特別支援教育の充実、推進を行います。

主な実施内容

- 加配保育者の配置
- 発達支援事業
- 特別支援教育の実施

（７）子どもを産み育てることに関する学習の充実と次代の親育成

① いのちの大切さについての知識の普及

- 自分が愛されて育ってきたことを認識する機会や性に関する学習機会等を通して、いのちの大切さについての知識の向上に努めます。

主な実施内容

- いのち育て事業
- 「いのちのお話」の実施

（８）子どもの生きる力を育む支援

① 児童・生徒におけるSOSの出し方教育の推進

- 社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの適切な対処方法を身に付けるための取り組みを推進します。

主な実施内容

- 「SOSの出し方教育」の実施

基本目標2 子どもを産み育てやすい環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期までの一貫した健康づくり 【新】

① 安心して妊娠・出産できる支援体制

- 母子健康手帳の交付時に保健師・管理栄養士による面談とアンケートを実施し、リスクの高い妊婦に対しては、電話や訪問等で個別対応を行います。
- 健やかな妊娠期を支援するために、妊婦一般健康診査受診票を交付します。あわせて妊婦の状況に応じ、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」等、関係機関との連携を図ります。

主な実施内容

- 不妊(不育)相談・不妊治療費助成事業
- 母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票の交付
- 妊婦に対する相談支援
- 地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」(妊婦対象)の紹介

② 安心して子育てができる支援体制の充実

- 疾病の早期発見や予防教育、育児不安の解消等を目的に多職種による健診を実施します。必要に応じ、健診後も訪問や相談等の個別対応や、保育園・幼稚園・認定こども園と連携しながら継続した支援を推進します。
- 子育ての悩みや不安の軽減に早期に対応できるよう、生後4か月以内に全対象者を訪問し、あわせて予防接種等の育児に関する情報提供を行います。
- 育児相談や離乳食講習会で親同士の交流の場を提供するとともに、育児不安・負担の軽減や食育を行います。
- 医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じて保健師等が保護者に対して訪問指導を行います。
- 不安や悩みを抱える親に対して、定期的な訪問支援を行います。
- 親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、発達に配慮が必要な子どもの早期発見・支援・療育を推進します。
- 親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深めるフォローを行います。

主な実施内容

- 乳幼児健診
- 乳児家庭全戸訪問
- 育児相談
- 離乳食講習会
- 未熟児養育支援
- 養育支援訪問
- ペアレント・トレーニング
- 個に応じた発達支援
- 母子保健推進員による健診案内訪問

(2) 気持ちにゆとりをもてる子育て支援

① 親と子の心のケア

- 親と子の心の相談員と保育士等による母子に寄り添う日常会話からの心の支援を継続的に実施します。

主な実施内容 ➤ 地域子育て支援拠点事業

② 関係機関との連携した子育て支援

- 保健師やスクールソーシャルワーカー、教育支援センターや仁淀病院小児科医、園との連絡や相談、情報の共有による検討会を持つなど、連携した支援やチームによる親子支援を推進します。

主な実施内容 ➤ 情報の共有・検討会の実施
➤ 関係機関の連携による支援チームの体制整備

③ 思春期からの健康づくりへの支援

- 児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、たばこ・アルコール・薬物、性や性感染症等の正しい知識を教育機関と連携して普及します。また、学童期、思春期におけるこころの問題に対応できるよう、保護者や教育機関、医療関係者と連携して相談支援体制の充実に取り組みます。

主な実施内容 ➤ 喫煙防止や薬物乱用防止教育
➤ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止に関する情報提供、啓発
➤ 性や性感染症等に関する正しい知識の普及啓発
➤ こども若者相談ダイヤル

基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

(1) 家庭と仕事の両立ができる意識づくり

① 育児休業・看護休暇制度の普及啓発

- 町内事業者等に対して育児休業や看護休暇制度の周知・普及啓発活動を実施します。

主な実施内容

- 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布

② 働き方の見直しについての意識啓発

- 職業生活重視の働き方だけでなく、家庭生活や地域活動等への積極的な参画が可能な働き方など、多様な働き方を認められるよう、意識啓発や環境づくりを推進します。

主な実施内容

- 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布

③ 父親の子育て参加の促進

- 父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、イクメンプロジェクトの推進等の意識啓発を推進します。

主な実施内容

- 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布

④ 家庭における男女共同参画や女性活躍の意識啓発

- 男女共同参画に関する正しい認識や平等意識を持ち、社会のさまざまな分野で対等な立場で参画していくための啓発活動や、女性が活躍できる環境整備を実施します。

主な実施内容

- ポスターの掲示
- チラシの配布

(2) 両立支援のための職場環境づくり

① 働く母親・父親を支える職場意識の醸成

- 育児休業制度や看護休暇制度の導入と、制度を利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に働きかけます。

主な実施内容

- 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布

② 事業主・企業の取組促進の啓発

- 育児休業制度・看護休暇制度の導入や、女性活躍に係る取組を促進するために、パンフレット等の配布により、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進します。

主な実施内容

- 厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示
- リーフレットなどの配布
- 事業者向け研修(経営者・管理職等)の開催

基本目標4 地域ぐるみの子育て支援体制づくり

(1) 子育てネットワークづくり

① 地域における子育てネットワークの形成

- 子育てを地域で支える基盤や環境をつくるため、行政機関と関係機関が連携して、子育て支援団体等との情報が共有できるネットワークづくりを推進します。
- 地域に根ざした子育て支援活動を推進するため、母子保健推進員の養成を行うとともに、母子保健推進員や主任児童委員等と連携した活動を推進します。

主な実施内容

- 母子保健推進員養成講座
- 「あい愛ネットワーク」・ぐりぐらひろば「育児支援員」・保護者会「いちごサークル」等の活動の支援
- 子育て世代地域実践会議

② 子育て親子の交流の促進

- ぐりぐらひろばの行事や日々の遊び・生活を通して、子育て中の親子の出会いや交流につながるサポートを推進します。

主な実施内容

- 地域子育て支援拠点事業

③ ファミリー・サポート・センターの活性化

- ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織です。ファミリー・サポート・センターの利用促進や、まかせて会員への各種講習、交流会等を開催し、活動の活性化を図ります。

主な実施内容

- いのファミリー・サポート・センターはっぴいの利用促進

(2) 子育て支援に関する周知・広報 【新】

① 子育て情報の提供

- ぐりぐらつうしん・広報・ホームページ・各講座のポスターやチラシ、文書の掲示による情報提供をします。

主な実施内容

- 広報・ホームページ(いの町子育てパーフェクトページ)の充実

② 移住・定住促進につなげるPR

- 本町において特徴のある子育て支援施策やサービスについては、関係課と連携を図りPRを進めることで、移住・定住促進につなげます。

主な実施内容

- 各種媒体(広報やホームページ)を活用した情報発信
- 関係課との連携による移住・定住促進につなげる情報発信

基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

(1) 子育てにやさしい環境の整備

① 子育てにやさしい公共施設の整備

- 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めるとともに、授乳室の設置を推進します。

主な実施内容 ➤ 子育て世帯にやさしいトイレ並びに授乳室の設置推進

② 公園等の身近な遊び場の整備

- 遊具の点検・補修等の維持管理、公園の草刈・伐採等の維持管理を行うとともに、子ども自ら創意工夫できる遊び場づくりを推進します。

主な実施内容 ➤ 遊具の点検・補修

(2) 子どもの交通安全の確保

① 安全でゆとりある道路交通環境の整備

- 妊産婦や子ども連れの方でも安心して利用できるよう歩車道の分離、カラー舗装等、道路環境整備を進めます。
- 小中学校や保育園・幼稚園周辺を中心に、カーブミラー・防護柵等の設置や通学路の交通安全対策を推進します。

主な実施内容

- 車道の分離カラー舗装
- カーブミラーの設置
- 防護柵等の設置
- 通学路の交通安全対策

② 子どもの交通安全対策の推進

- 交通安全教室(年2回)を開催し、交通安全教育を推進します。交通安全指導員・交通安全母の会・交通安全協会による朝の街頭指導、広報車による巡回広報等の実施を推進します。

主な実施内容

- 交通安全教室(年2回)の開催
- 交通安全街頭指導
- 広報車による巡回広報

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

① 登下校時の安全の確保

- 子どもが安全に安心して登下校ができるよう、地域団体と連携した見守り活動の実施や不審者情報の発信等を推進します。

主な実施内容

- 登下校時の見守り活動
- 地域の見守り活動団体との連携

② 防犯意識の向上

- 子どもや関係者が実際の場面で対応できることを主眼として訓練を実施します。

主な実施内容

- 防犯教室の実施

③ 子どもや保護者に対する有害情報に対する教育・啓発の推進

- 子どもが犯罪被害に巻き込まれることがないよう、子どもや保護者に対してインターネットをはじめとするメディア上の情報の問題について注意を促します。

主な実施内容

- ポスターの掲示
- チラシの配布
- 広報紙等を活用した情報提供

④ 子どもたちの安全を確保するための情報の提供

- 子どもたちが安心して暮らせるよう、安全を脅かすような不審者等の情報を集約して発信します。

主な実施内容

- 不審者情報の発信
- こども110番などの普及、促進

(4) 子どもの命を守るための防災・減災活動の推進 【新】

① 子どもや子育て世帯に対する防災・減災活動の推進

- 子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災・減災に向けた体制整備を図ります。

主な実施内容

- 防災教育の推進
- 災害時の避難行動等に関する情報発信
- 防災マニュアルの策定と更新

第6章 推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進は行政だけでなく、さまざまな分野でのかかわりが必要であり、家庭・地域・子育て支援団体・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・その他関係機関等との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子育て支援の関係者や町民によって進捗状況を管理・評価する組織として「いの町子ども・子育て会議」を設置します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度実施状況等について点検・評価を行い、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保の方策」等に変更がある場合には、計画の見直しを検討します。